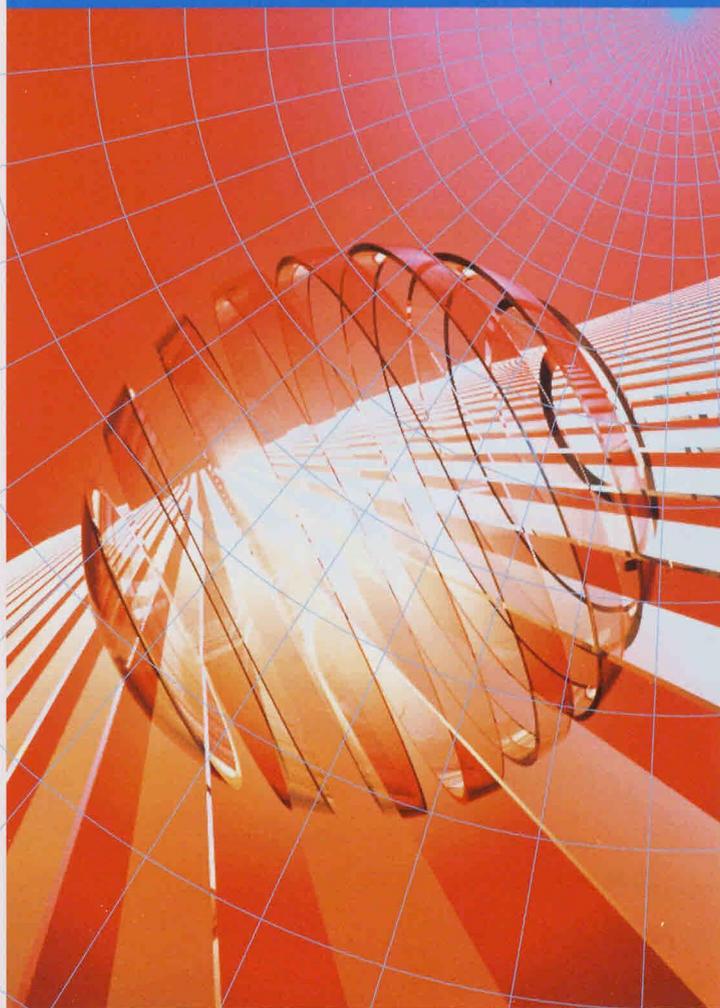


JIPDEC ジャーナル



経済産業省における平成13年度情報化関連施策
情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)
適合性評価制度の概要

No.105
2001

JIPDEC REPORT

経済産業省における平成13年度情報化関連施策	1
経済産業省 商務情報政策局 情報経済課	
情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度の概要	4
情報セキュリティ対策室	

JIPDECだより

総務部	13
情報セキュリティ対策室	13
調査部	16
技術企画部	19
中央情報教育研究所	21
情報処理技術者試験センター	27
電子商取引推進センター	30
先端情報技術研究所	33

お知らせ	35
------------	----

経済産業省における 平成13年度情報化関連施策

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

1. 予算

金額は平成13年度の予算額、()内は平成12年度の予算額とする。

1.1 IT社会の創造

(1)電子政府の実現：52億円(26億円)

政府の行う様々な行政手続きや情報提供を、原則として、インターネット経由で行えるような電子政府の基盤を整備するために、汎用電子申請システム開発、セキュリティ技術開発を行うとともに、経済省関連の個別手続の電子化等、経済省内情報システムの整備を行う。

(2)教育の情報化：17億円(14億円)

全ての小中高等学校におけるあらゆる授業で、コンピュータを活用できるようにするための、教材の開発・流通用の基盤的なソフトウェア及びシステムの開発を行う。また、環境、国際理解、情報、福祉・健康等といった従来の学校教育の垣根を越えた学習形態を実現するために、これらの分野についての実社会の生きたコンテンツの開発等を地域企業の協力により推進する。

(3)ITバリアフリープロジェクト：8億円(新規)

平成10、11年度補正予算で開発してきた高齢者・障害者支援のための情報システム開発への取組をより強化するため、高齢者・身体障害者等が、そのハンディキャップを克服するのみでなく、IT経済・社会に積極的に参画できるように、高齢者・身体障害者等が使い

易いIT機器(ハードウェア、周辺機器)やIT関連ソフトウェアの研究開発を支援するとともに、その成果の普及等を行う。

(4)ICカードの開発・普及：4億円(新規)

ITのメリットを身近なカードの利用により国民全てが享受しうるように、IT社会のパスポート(認証)であるICカードシステムの標準的仕様を関連省庁と連携して策定する。

1.2 IT経済の発展

(1)IT経済構造改革の推進：68億円(24億円)

①情報セキュリティ対策の推進：8億円(7億円)

情報経済における安全性を担保し安心して取引等が行える環境を整備するために、セキュリティ評価認証体制の構築、不正アクセス相談窓口の整備等の情報セキュリティ対策を推進する。

②情報化人材の育成(ITSSP)：6億円(8億円)

中堅中小企業の経営責任者に関する判断、意思決定を支援するITコーディネータの育成、それを活用したセミナー、交流会、企業訪問等総合的な環境整備を行う。

③電子署名・認証の普及促進：1億円(1億円)

情報経済の基盤である電子署名・認証システムを円滑に機能させるために、電子署名・認証システムの課題について調査研究等を実施する。

④情報経済基盤整備事業：42億円(新規)

医療・福祉等の重要分野における情報化の促進のために、必要な情報システム開発をテーマ毎に行い、情報経済における制度改革、構造改革を推進する。

(2)中小企業のIT革命への対応：38億円（20億円）

中小企業のIT革命への対応を情報、人材、資金面から支援するため、中小企業の経営者などを対象としたIT研修・セミナーの開催・情報提供を実施する。

(3)IT社会資産の形成：31億円（新規）

我が国の国際競争力の源泉であるものづくりの基盤をITを活用し強化するため、技能者・技術者が有する知識・技術・ノウハウを共有化することを可能とする「IT社会資産」の形成を行う。

(4)IT技術のブレイクスルー：117億円（99億円）

我が国のIT革命を迅速かつ着実に進めていくために、電子材料・半導体・光・アーキテクチャー・先進ソフトウェア等の次世代のIT基盤技術に対して、産官学の連携等による集中的な研究開発を実施する。

1.3 アジアIT革命の推進

(1)情報化人材の育成：5億円（新規）

IT革命が進展する中、アジア各国等においてIT人材育成が重要な課題となっているため、IT技術者のア krediteーション・スキーム（技術者教育の外部認定制度）の構築及び育成、裾野産業等におけるIT活用の促進、IT活用による遠隔研修の基盤整備を実施する。

(2)電子商取引基盤の整備：5億円（新規）

アジアにおける電子商取引等の共通基盤を整備するために、貿易手続のペーパーレス化、

ワンストップ化を図るための貿易金融EDIシステムとアジア諸国等の政府手続システムの接続を行う。また、アジア各国における相互運用性のあるPKI（公開鍵基盤）システム構築等のための調査、ITを活用した先進的情報システムにかかる共同研究を行うとともに、貿易・投資分野における調和のとれたIT化を推進するための政策ネットワーク構築等を図る。

2. 税制

経済社会の高度情報化の推進のために、以下の税制を講じている。

(1)プログラム等準備金

高度情報化社会実現の鍵となるソフトウェア、高度なサービス、データベース、システムインテグレーションの供給基盤の整備を行うために、これらに特有な費用に充てるための準備金を積み立てる。

①汎用プログラム開発準備金

汎用プログラムの取引に関わる収入金額のうち、制御プログラムに係るもの、制御プログラム以外のものについて、それぞれ一定割合の準備金を積み立てる。なお、中堅中小企業の経済・金融情勢に鑑み、一定の収入以下の部分については積立率を引き上げている。

制御プログラム…売上高 50億円以下 積立率13%

売上高 50億円超 積立率 0%

制御プログラム以外…売上高100億円以下 積立率23%

売上高100億円超 積立率15%

②ソフトウェア高度化基盤整備準備金

高度なソフトウェア/サービスの取引に関わる収入金額について一定割合の準備金を積み立てる。

積立率 9%

③データベース準備金

データベースの収入金額について一定割合の準備金を積み立てる。

積立率 8 %

④統合システム保守準備金

システムインテグレーション事業の収入金額について一定割合の準備金を積み立てる。

売上高100億円以下 積立率 10%

売上高100億円超 積立率 0%

(2)電子計算機買戻損失準備金

将来確実に発生する電子計算機の特別買戻損失（電子計算機のレンタルバックに伴い必然的に発生する買戻損失）に引き当てるために、買戻損失の実績に基づいて算定される金額を限度額とする準備金を積み立てる。

(3)中小企業投資促進税制

中小企業が導入する1設備の取得価額が230万円以上（リースの場合は300万円以上）の全ての機械及び装置と、1設備または同一種類の複数設備の取得価額の合計が100万円以上（リースの場合は140万円以上）のパソコン等の特定の器具備品について、取得価額の7%の税額控除または初年度30%の特別償却を認める。

(4)増加試験研究費税額控除

当期の試験研究費の額が、過去5年間のうち上位3年間の平均の額よりも増加した場合、増加額の15%相当額を法人税額から控除する。

3. 財政投融資

経済社会の高度情報化の推進のために、以下の財政投融資制度を講じている。

(1)電子商取引関連情報処理・通信システム整備

電子商取引の早期実用化を推進するため、認証事業や安全対策事業等のシステム整備等に対し低利融資を行う。

(2)電子計算機普及促進事業

産業や教育分野の情報化を促進するため、電子計算機レンタル事業に対し低利融資を行う。

(3)情報処理高度化事業

自社又は他社の情報処理の強化又は業務の省力化・合理化事業に対し低利融資を行う。

(4)情報処理信頼性向上等整備促進事業

企業及び機器の信頼性向上等を図るため、不正アクセス防止設備等の安全対策事業および信頼性基準や電磁適合性基準を実現する電子計算機等の製造設備に対し低利融資を行う。

(5)高度プログラム安定供給事業

情報処理システムの高度化に対応し、ソフトウェア開発に係る重複投資の効率化を図るとともに、高度ソフトウェア人材の育成を促進するため、情報処理振興事業協会において汎用プログラムの開発促進、情報化人材教育に資するソフトウェアの開発に対して、情報処理振興事業協会による補助事業を行う。

1. ISMS制度創設の背景

1.1 オープンネットワーク化の進展

インターネットの急速な普及を背景に、オープンなネットワークを利用した電子商取引やそれを媒介する「マーケットプレイス」など、グローバルな「ネットビジネス」の世界が活況を呈している。このような電子商取引は、従来の商流に国際化・ボーダレス化をもたらすとともに、商取引の構造を大きく転換させるトリガーとなっている。すでに、ネットビジネスの先進国である米国においては、多くの政府調達案件がインターネット上で公開入札を実施している。わが国においても、2003年の電子政府実現に向け、関連する法規の整備、技術的な検証、情報通信のインフラ整備等により行政情報化を積極的に推進している。今後は、電子商取引の基盤整備の進展に伴い、民間においても電子商取引の利用がより活発化されるものと考えられる。このようなインターネット利用の高度化は、より利便性をもたらすと同時に、外部からの不正アクセス等の脅威に曝される危険も持ち合わせている。そのため、外部から信頼を得るこ

とができる情報セキュリティ対策を実施することがますます重要となってきている。

1.2 安対制度の改革

わが国の安全対策基準認定制度（以下、「安対制度」という）は、「情報処理サービス業情報システム安全対策実施事業所認定基準」（昭和56年7月20日通商産業省告示第342号）に基づく国の認定制度である。この安対制度は、情報処理サービス業（「情報処理の促進に関する法律」（昭和45年5月22日 法律第90号））を行う事業所を対象に、「情報システムに関して一定の安全対策が施されていることを認定し、情報処理サービス業における情報システムに関する安全対策の促進を図り、もって情報化の健全な発展に資すること」を目的とし、事業所に対する適切な安全対策の指針として機能し、情報処理サービス業全体の信頼性確保に貢献してきた。また、このようなセキュリティ対策についての基準やガイドラインは、これまでに様々なものが策定されている。（表1を参照）

表1 セキュリティ関連基準一覧表

- ・ 情報処理サービス業情報システム安全対策実施事業所認定基準
（通商産業省告示第342号 昭和56年7月20日制定 平成9年7月8日一部改正）
- ・ 情報システム安全対策基準（通商産業省告示第518号 平成7年8月29日改訂）
- ・ コンピュータ不正アクセス対策基準（通商産業省告示第362号 平成8年8月8日制定）
- ・ コンピュータウイルス対策基準（通商産業省告示第429号 平成7年7月7日制定）
- ・ システム監査基準（通商産業省 昭和60年1月策定 平成8年1月改訂）

- ・地方公共団体のためのコンピュータセキュリティ対策基準
(自治省 昭和62年制定 平成12年3月改正)
- ・情報通信ネットワーク安全・信頼性基準 (昭和62年郵政省告示第73号 平成12年6月一部改正)
- ・情報システム安全対策指針 (警察庁 平成9年9月制定 平成11年11月一部改訂)
- ・コンピュータシステム・情報通信システムを設置する建築物に係る安全対策基準 (建設省 昭和61年5月制定)
- ・金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準 (金融情報システムセンター 昭和60年12月策定 平成12年7月改訂)
- ・行政情報システムの安全対策指針 (行政情報システム各省庁連絡会幹事会 平成11年7月30日了承)
- ・情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの概要 (内閣安全保障・危機管理室 情報セキュリティ対策推進室 平成12年7月)

しかしながら、通商産業省（現、経済産業省）の時代から20年間にわたり情報処理サービス業の安全性の確保につき、一定の基準を満たしている事業者に対して大臣認定をするものであったが、今日のような情報処理システムが高度化されるとともに、インターネットとそれに関連するビジネスが普及した時代においては、より社会的要請にあった情報セキュリティ対策と国際的に信頼される情報セキュリティの確保が重要となっている。

このような状況に対応するため、経済産業省では、「情報セキュリティ管理に関する国際的なスタンダードの導入及び情報処理サービス業情報システム安全対策実施事業所認定制度の改革について」（平成12年7月31日 通産省機械情報産業局情報セキュリティ政策室）公表するとともに、従来の安対制度は平成13年3月31日をもって廃止することとなった。これに伴い安対制度に代わる民間ベースによる新たな制度として「情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS: Information Securi

ty Management System) 適合性評価制度（第三者適合性評価機関による評価の導入）」を創設することとなった。

1.3 情報セキュリティマネジメントの必要性

最近のインターネットを利用したビジネスの普及に伴ない、各企業における情報セキュリティ対策へのニーズは急速に高まっている。このようなインターネット利用者の急増とともにセキュリティに関する多くの被害が発生している。例えば、悪意の攻撃者による官公庁・私企業のwebページの書き換え、不正アクセスによる情報漏洩、コンピュータウイルスの流布等、ネットワークを媒介とした犯罪や問題が急増している。中央政府においては、平成12年7月に「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（平成12年7月18日 情報セキュリティ対策推進会議）が発表され、主に情報システムの信頼性向上を目標に、各省庁ごとにセキュリティポリシー策

定を進めている。民間においても、「セキュリティコンサルティング」、「セキュリティ対策ソフト」、「セキュアなネットワーク構築」、「電子認証サービス」等様々な企業が情報セキュリティに関連したサービスを提供しはじめている。

経済産業省は、「ミレニアムプロジェクト（新しい千年紀プロジェクト）について」（平成11年12月19日 内閣総理大臣決定）、「ハッカー対策等の基盤整備に係る行動計画」（平成12年1月21日 情報セキュリティ関係省庁等会議決定）および「ハッカー・サイバーテロ対策緊急提言」（平成12年2月15日 自由民主党ハッカー・サイバーテロ防止対策プロジェクトチーム）で示された施策のうち、①最新のプロテクション技術等の開発、②情報機器／ソフトウェア／システムの信頼性の確保、③情報セキュリティの基盤技術である暗号技術評価、④人間系の情報セキュリティに関する施策の実施を「情報セキュリティ実行プログラム－電子政府のセキュアな基盤構築に向けての通商産業省の貢献－」（平成12年4月 通商産業省）において提唱している。経済産業省はこの中で、「情報セキュリティ確保において、人間系の対応が決定的に重要である。」、「各種情報セキュリティ基準においても人間系の管理は配慮されているが、近年の国際動向を踏まえつつ、これまでの取り組みを発展する形で情報セキュリティ管理技術を確立し対応を図る。」としている。新技術の普及、利用者の拡大などに伴ない、それにつけ込んだ新たな犯罪や問題の発生をセキュリティ技術で完全に防ぐことは困難である。短期的に抑制することは可能でも、組織の情報セキュリティ管理上のリスクを正しく認識し、適切なリスク管理策を実施しなければそ

のような状況は改善されない。

このような状況から、わが国の情報セキュリティレベル全体の向上を図るためにも、積極的に情報セキュリティマネジメントに取り組んでいく必要がある。

1.4 情報セキュリティマネジメントの国際標準化動向

組織が情報セキュリティを保護するためには、従来の技術系のセキュリティ対策に加え、人間系の運用・管理面の要素が重要となってくる。情報セキュリティ管理指針の国際標準としては、セキュリティ保護のため対象となる組織が想定される脅威から、リスクの抽出・分析、組織としての具体的なガイドラインをまとめた「ISO/IEC TR13335 part1～part5 (GMITS: Guidelines for the Management of IT Security) ITセキュリティマネジメントガイドライン」と、その組織規模を問わず情報資産を保護する必要がある場合の情報セキュリティの範囲を明確にする際の規範・基準をまとめた「ISO/IEC 17799 (Code of practice for information security management) 情報セキュリティマネジメント実践規範」がある。これらの国際的な標準は、情報セキュリティマネジメントに対する普遍的、包括的なガイド、基準を示している。

一方、ITに具備すべきセキュリティ機能とセキュリティ品質を保証するための評価基準をまとめた「ISO/IEC 15408 (JIS X 5070) ITセキュリティの評価基準 (Information Technology Security Evaluation Criteria)」がある。ISO/IEC 15408 (JIS X 5070) は、セキュリティ関連製品のセキュリティレベルが客観的に評価できる国際的な基準を示したものである。セキュリティ評価基準の国際的統一は、

各国で評価・認証されたセキュリティ製品が相互承認され広く利用可能となることが必要である。しかしながらITセキュリティ評価・認証の均一性を担保するためには、国際的相互承認協定（MRA: Mutual Recognition Agreement）が前提である。

国際的な情報セキュリティマネジメントに関する標準化動向を勘案すると、国際標準ISO/IEC 17799が推奨され、従来の技術系のセキュリティ対策に加え人間系の管理技術に重点を置いたわかりやすく実用的なセキュリティポリシー策定の実施ガイドラインとしての利用が可能である。

2. ISMSフレームワークの確立

2.1 ISMSの基本的な考え方

国際標準ISO/IEC 17799（Code of practice for information security management :情報セキュリティマネジメント実践規範）規格のベースとなったのは、英国規格BS7799-1である。この規格は、情報セキュリティ管理のガイドラインを示したものである。ガイドラインには、あらゆる業種や規模の組織において適用可能な管理策がまとめられている。

BS7799-1の目的は、組織的なセキュリティ規格及び効果的なセキュリティの管理実施

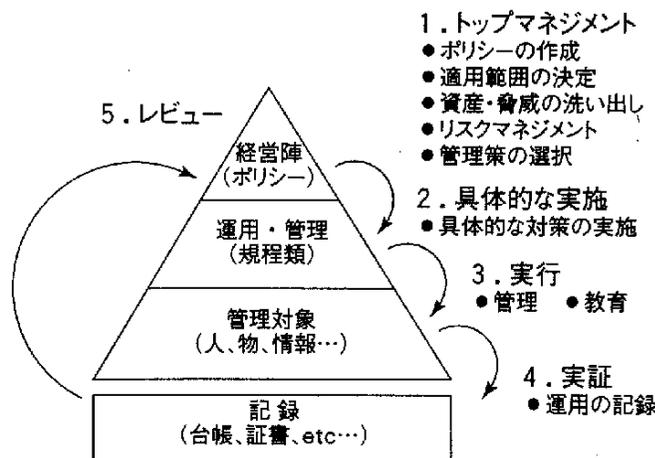
方法を開発するための共通の基盤を提供し、組織間の取引を信頼できるものにするのである。（「BS7799-1」より引用）

このような情報セキュリティマネジメントに重点をおいているのは、セキュリティは完全なものは存在せず、完全に近いものを求めても技術的対応のみでは投資コストが高価なものになってしまい現実的には不可能であるからである。

また、インターネットにより世界中が結ばれる今日、ネットワークに接続されるシステムのセキュリティが十分に確保され、そのセキュリティレベルが諸外国からも信頼を得ることが必要不可欠となっている。

このような状況に対応するため、国際的に整合性のとれた情報システムのセキュリティ管理に対するISMS適合性評価制度を確立することが重要である。このISMS適合性評価制度については、民間の競争原理に基づく第三者適合性評価を導入することとしており、このような情報セキュリティマネジメントに対する認証は、グローバルなビジネスの現場における「確からしさ」の証明となるであろう。[図1を参照]

図1 ISMSの概念

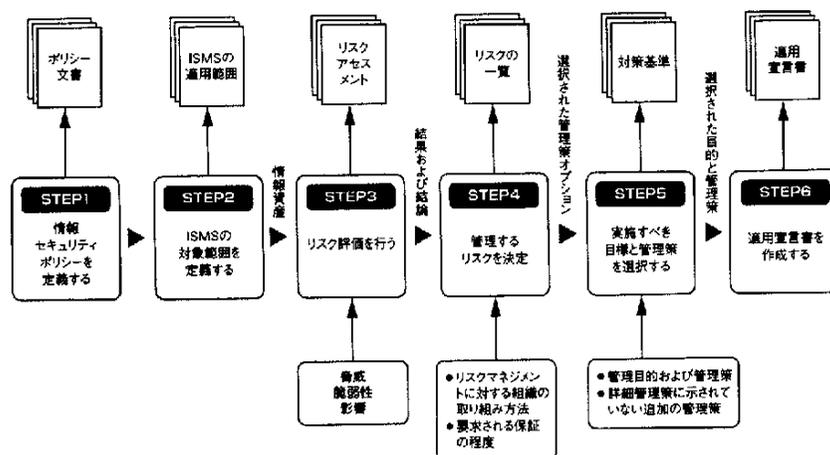


2.2 ISMS枠組みの確立

ISMSの枠組みに関する要求事項は、BS7799-2に示されておりISMSのマネジメントシステムのセキュリティポリシー、管理目的、管理策、システム運用（実施）、さらに

は情報セキュリティポリシー文書をはじめとするシステム文書、文書管理及び記録管理に関するものである。図2は、それら要求事項を満たすための標準的な手順と必要な文書の関係を示したものである。[図2を参照]

図2 ISMS枠組みの確立



(1)情報セキュリティポリシーの策定 (STEP 1)

ISMS枠組みの確立にあたり、認証を希望する組織は、情報セキュリティポリシーを策定しなければならない。

(2)ISMSの適用範囲の決定 (STEP 2)

情報セキュリティポリシー策定の中でISMSの適用範囲を明らかにしなければならない。また、守るべき情報資産、それを守る理由等についても決定し、ポリシー文書に明記しなければならない。

(3)リスク評価 (STEP 3)

組織は、策定した情報セキュリティポリシーに基づき、事業上のリスクについて評価（リスクアセスメント）を実施し、その手順および実施過程、結果を文書化しなければならない。

(4)管理すべきリスクの決定 (STEP 4)

組織は、情報セキュリティポリシーに定め

た管理方針と、リスク評価の結果をもとに、要求される保証の度合いに基づいて、情報セキュリティにおける管理対象を決定しなければならない。

(5)実施すべき管理策の選択 (STEP 5)

組織は、詳細管理策（表2を参照）をもとに、リスク管理に必要と思われる情報セキュリティに関する管理策を選択し、セキュリティスタンダード文書（対策基準）を策定しなければならない。詳細管理策には、情報セキュリティ上の管理策についての最適慣行（ベストプラクティス）が示されている。詳細管理策は、リスク管理に考慮されなければならない最低事項であり、これさえ守っていればよいというものではない。組織は、リスク評価の結果やシステムの運用等を通じ、さらに管理策が必要と思われる場合は、詳細管理策以外の管理策についても積極的に追加を検討

すべきである。

(6)適用宣言書の作成 (STEP 6)

本制度の認証を受けるにあたり、組織において詳細管理策にある全ての管理策が実施されなければならないわけではない。リスク評価の結果およびシステムに「要求される保証

の度合い」に基づき、実施する管理策を選択することが重要である。管理策の選択については適用宣言書という形で明確に公表することとする。この適用宣言書には「管理策を選択しなかった理由」が明記され、組織のリスク管理に対する考え方が明らかにされる。

表 2

詳細管理表
セキュリティポリシー Security Policy
セキュリティ組織 Security Organisation
財産の分類及び管理 Assets classification and control
スタッフのセキュリティ Personnel security
物理的及び環境的セキュリティ Physical and environmental security
通信及び運用マネジメント Communications and Operations management
アクセス制御 Access control
システムの開発及びメンテナンス Systems development and maintenance
事業継続マネジメント Business Continuity management
準拠 Compliance

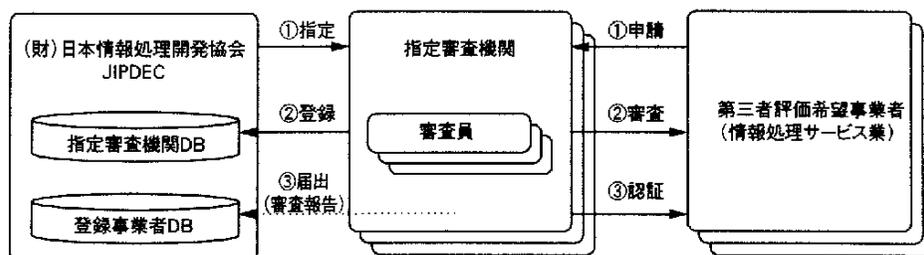
3. ISMSのスキーム

ISMS適合性評価制度のスキームは、国際的な流れである民間評価制度を導入し、国の認定制度に比べ民間の競争原理に基づく第三者適合性評価制度を確立することにある。

また、適合性評価制度スキームの国際的な整合性を図るためには、国際規格やガイド等に基づき審査機関等を整備する必要がある。

ISMS適合性評価制度のスキームの概略は次の通りである。[図3を参照]、

図 3 ISMS制度のスキーム



①財団法人日本情報処理開発協会 (JIPDEC)

- ・本制度全体を運用するとともに、ISMS制度を維持管理する。
- ・本制度の審査機関を指定するとともに、指定審査機関を登録管理する。
- ・必要に応じて指定審査機関の審査をオプザープする。
- ・指定審査機関より第三者評価希望事業者の審査結果の報告を受けるとともに、事業者を登録公表する。
- ・段階的にJIS Z9361 (ISO/IECガイド61)の要求事項をクリアする。

②指定審査機関

- ・指定基準 (JIS Z9362 (ISO/IECガイド62)を準用) に基づき審査機関を整備する。
- ・第三者評価希望事業者の申請を受け付けるとともに、審査を実施する。
- ・審査結果により第三者評価希望事業者を認証する。
- ・審査結果はJIPDECへ届出 (審査報告) をする。

③第三者評価希望事業者

- ・申請対象システムのISMSを確立する。
- ・本制度の認証を希望する事業者は、指定審査機関に対して申請することができ

る。

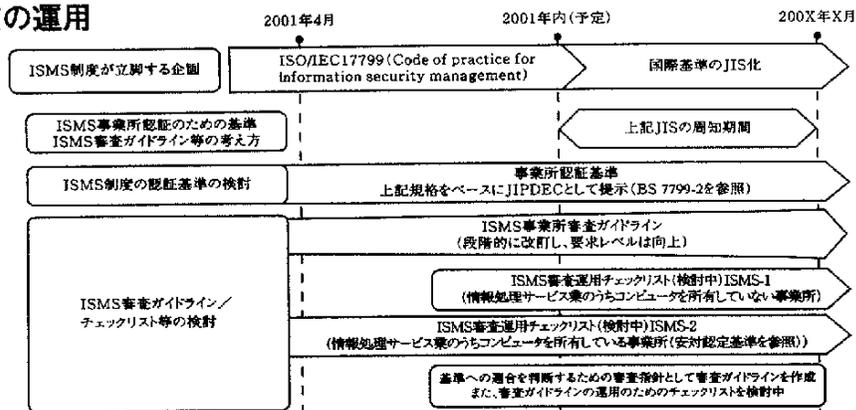
- ・本制度の評価基準に基づき審査を受けることができる。
- ・審査結果に基づき認証登録を受けることができる。
- ・認証を受けた場合には、ISMS制度の規程に従ってマークを付すことができる。

4. ISMS制度の運用

従来の安対制度の基準は、設備等の物理的なレベルを評価するものであったが、本制度においては、認証を希望する組織が自ら脅威・脆弱性に対するリスク分析をし、守るべき情報資産に対して想定されるリスクを回避するためのマネジメントプロセスの証跡性に対する適合性の評価を実施するものである。

そのため、前述の国際的な標準を踏まえ、人間系の管理技術を取りまとめ、わかりやすく実用的な情報セキュリティマネジメントのガイドラインを示すことを目指している。また、世界的なオープンネットワークの利用を前提とした商取引の現場において、国際的に信頼される情報セキュリティ評価制度を確立し、わが国の情報セキュリティレベル全体の向上を目指すものである。[図4を参照]

図4 ISMS制度の運用



注:現在検討中のISMS審査運用チェックリストは、設備などの結果の妥当性を重視した審査内容となっているが、今後はマネジメントプロセスの証跡性を重点に置いた審査内容を検討する予定。

(1) 新たな管理基準の策定

新たな認証制度の開始にあたり、本制度では、情報セキュリティに関する規格 (ISO/IEC17799:2000) および要求事項 (BS7799-2) を参照し「実施ガイドライン (ISMS事業所審査ガイドライン, ISMS審査運用チェックリスト (検討中) 等」を策定する。要求事項 (基準) については、当初、英国の情報セキュリティマネジメントの要求事項 (BS 7799-2) を参照した認証基準を作成し、JIS 制定及びその周知状況を踏まえ対応していくこととする。

(2) 第三者適合性評価制度

民間の競争原理に基づく第三者適合性評価制度の導入は、最新のセキュリティ技術の管理と実装を評価に反映させることができる。すなわち、ISMS適合性評価制度は、各組織に画一的な要求事項を課すのではなく、それぞれがリスク分析・評価を行い、それに基づくマネジメントを実施することを要求するものである。あくまでも情報システムの管理者である各事業主体の自己責任に基づく情報セキュリティ対策が基本となるからである。ある一定の基準を満たしているだけで認証するのではなく、情報セキュリティ管理を実現するための組織的な見直しを実施することが要求される。また将来的には国際的に整合性とれた情報セキュリティに対する第三者適合性評価制度を確立することにある。

(3) 継続性の確保

従来の安対制度の審査基準は、設備等の物理的な対策に比較的重点を置いていたが、本制度においては設備・運用をバランスよく盛り込むとともに情報セキュリティマネジメントの観点が付加した審査基準を策定する。運用当初は、ある程度現行制度を引き継ぎ、必

要最小限の情報セキュリティマネジメントに関する事項を付加した内容とする。その後は情報セキュリティマネジメントプロセスの証跡性に重点をおいた審査基準について検討する予定である。また、JIS 制定及びその周知状況を踏まえ、より時代に適合したものとするため、制度の見直し作業を行い、適宜改訂を実施することとしている。

(4) 制度の対象範囲 (段階的な適用)

本制度の対象範囲は、現行の制度に準じて「情報処理サービス業を営む者」とする。情報処理サービス業とは、「他人の需要に応じてする情報処理を行う事業」(「情報処理の促進に関する法律」昭和45年5月22日 法律第90号)で、電子計算機を用いて計算を行う事業および検索を行う事業等が該当する。また、最近ではインターネット・データセンタ (以下、IDCという) のような新しい形態の情報処理サービス業も出現しており、このIDCのような形態で建物、サーバ、アプリケーションおよびその運用のアウトソーシングが進むと、「設備を一切持たない」事業者も考慮することが必要であろう。将来的には、ニーズに応じて法律で定められた情報処理サービス業以外の分野の事業者への適用を検討することとしている。

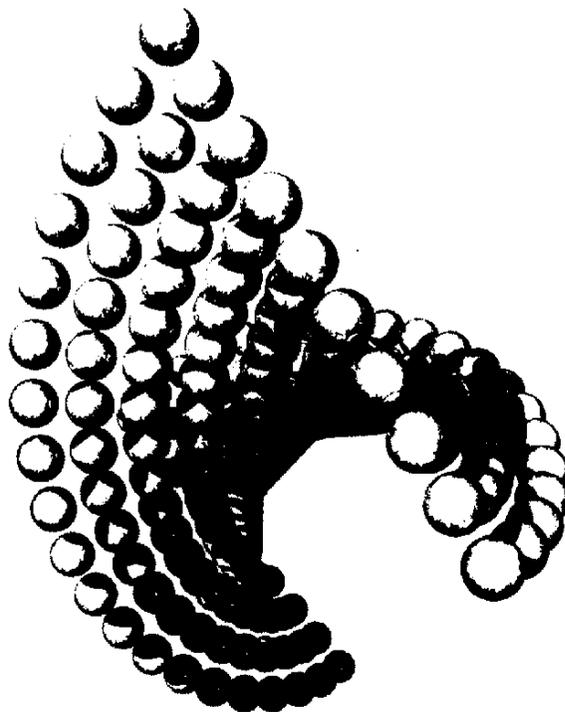
注：「情報処理サービス業」とは、他人の需要に応じてする情報処理を行う事業をいい (情報処理の促進に関する法律；昭和45.5.22法律90号)、電子計算機を用いて計算を行う事業および検索を行う事業等が該当する。

JIPDEC REPORT

5. 今後の課題

現在、制度創設のため、本制度に関するパブリックコメントの募集、ISMS制度の概要説明会の開催、情報処理サービス事業者を対象にした本制度への評価・期待等の意識調査等を実施したところである。今後は、パブリックコメント等の意見、これらの調査結果を踏まえて、本制度の基準、ガイド等を策定し、公表することとしている。また、4月以降では本制度の創設・運用のためのパイロット事業を実施するとともに、ISMS制度の定着のために必要な制度の改善、普及広報活動を予定している。特に、本制度を確実に運用するためには、指定審査機関の審査内容・基準に

バラツキがないようにしなければならない。そのためには、指定審査機関における審査員レベルの均一化を図るための、審査員研修や審査員資格などを検討しなければならない。また、本制度が国際的な整合性を図るためには、海外の同種の制度との相互承認の可能性等について検討しておかななければならない。このように、本制度が情報セキュリティマネジメントに対する第三者適合性評価制度としての信頼性を確保するためには多くの課題が残されているが、わが国の情報セキュリティレベル全体の向上を図るためには必要不可欠な制度であると考えられる。



各部・室・センター活動状況

総務部

1. 理事会の開催

平成13年3月23日(金)に平成12年度第4回理事会が開催され、次の議案が審議・承認されました。

- ・平成13年度事業計画について
- ・平成13年度収支予算について
- ・平成13年度における借入金の限度額について
- ・特別会計の廃止について
- ・役員の人件について
- ・評議員の人件について

2. 評議員会の開催

平成13年3月21日(水)に平成12年度第3回評議員会が開催され、次の議案が審議・承認されました。

- ・平成13年度事業計画について
- ・平成13年度収支予算について
- ・平成13年度における借入金の限度額について
- ・役員を選任について

情報セキュリティ対策室

1. セキュリティ対策の普及促進

(1)ISMS適合性評価制度の検討

経済産業省の「情報処理サービス業情報シ

ステム安全対策実施事業所認定制度」が平成13年3月末日で廃止され、新たな制度へと衣替えされることになりました(平成12年7月31日通商産業省発表)。そのため、当協会内に「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度委員会」(委員長土居範久 慶応義塾大学理工学部教授)を設置して新たな制度のあり方について検討を進めてきました。その結果、ISMS適合性評価制度に関する基準、ガイド等として取りまとめることができました。

平成13年3月に全国9都市においてISMS制度の概要について説明会を開催しました。

ISMS制度の詳細については、本誌のJIPDEC Reportを参照して下さい。

開催日	都 市	参加人数
3/7(水)	広 島	60名
3/8(木)	福 岡	79名
3/12(月)	札 幌	27名
3/13(火)	与 野	450名
3/14(水)	高 松	24名
3/19(月)	大 阪	139名
3/21(水)	仙 台	75名
3/22(木)	名古屋	87名
3/23(金)	那 覇	21名

(2) リスクマネジメントシステムのあり方に関する調査・研究

情報システムは、多くのリスクを内在していることから、その脆弱性が危惧されています。そのためにリスクの顕在化を未然に防止し、また、顕在化した場合その影響範囲を最小に留めるセキュリティ対策が求められていますが、それには情報システムのリスクを適正に把握することが必要です。更には、把握したリスクがどの程度顕在化する可能性があるのか、また、顕在化した場合の損害がどの程度なのか等の分析が不可欠です。

このような認識から、当協会内に情報システムに関するリスク分析手法を含むリスクマネジメントシステムのあり方を検討する「リスクマネジメント委員会」（委員長 森宮康 明治大学商学部教授）を設置し、調査・研究を進めてきました。

その結果、平成2年に発表したりスク分析手法（JRAM；JIPDEC Risk Analysis Method）を見直し、リスクマネジメントの視点から広範囲にわたる情報リスクへの対応を図るべく、JRMS（JIPDECリスクマネジメントシステム）構築を検討しています。この作業に基づく考察の一部を中間報告として公表する予定です。

(3) システム監査に関する調査・研究

システム監査は、情報システムの信頼性、安全性等のセキュリティ対策の向上、更には有効性の確認等のために不可欠な仕組みとして、情報化の進展が進んだ社会において重要視されています。

そのため、国では情報処理技術者試験に「システム監査技術者」の区分を設け、システム監査に携わる要員の養成等を行っています。更に、経済産業省は、システム監査の導

入を促進する必要から、システム監査を実施する事業者を広く一般企業に紹介するための「システム監査企業台帳制度」を設けています。

当協会では、システム監査を実施している企業からの申告を受けて台帳の編集・作成作業を行い、同台帳を広報することを通じて、同制度を側面から支援する活動を実施しています。最新の台帳は、経済産業省や地方の経済産業局並びに県庁所在地の図書館等で閲覧することができますが、経済産業省及び当協会のホームページでも公表しています。

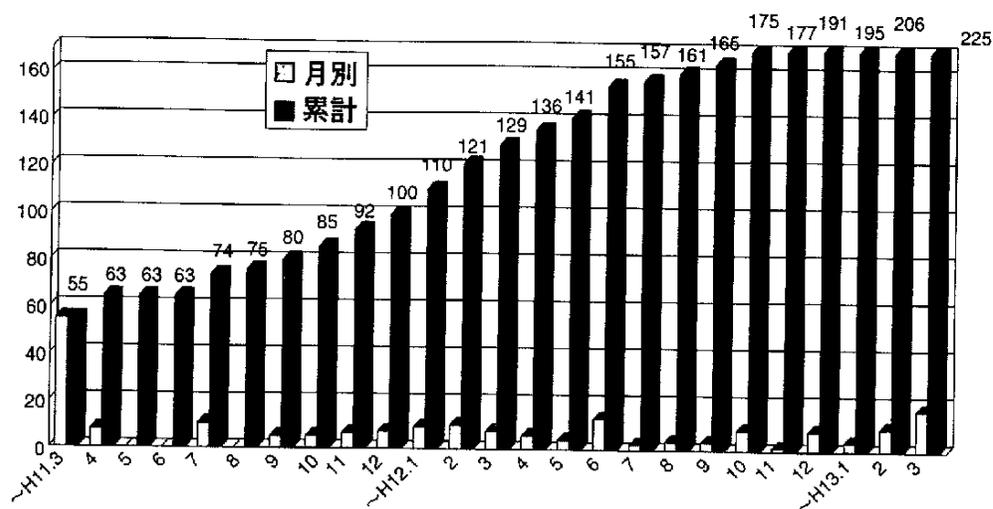
また、システム監査の普及状況を把握し、新たな施策に反映するための基礎データを収集する目的から、平成12年11月より平成13年1月にかけて約4,800のコンピュータユーザ企業に対してアンケートによって調査しました。アンケートの結果の概要は、ホームページ（<http://www.jipdec.or.jp/security/p00audit.html>）で公表しています。

2. プライバシーマーク制度の運用

引き続き、プライバシーマーク制度の運用を行っています。

平成10年4月の試行運用開始以来、平成13年3月末日までに、225事業者（一部事業部単位での認定を含む）を認定しています（図1参照）。なお、最新の状況については、当協会のホームページ <http://www.jipdec.or.jp/security/privacy/certifylist.html> をご覧下さい。

図1 プライバシーマーク付与認定事業者数の推移



個人情報保護の取組みに関する法律の制定等、国のレベルでの議論が進んでいることも影響して申請事業者が増加し、審査業務でバックログを多く抱える等の状況になり、申請事業者へのサービスの低下が懸念される状況

になってきました。そのため、指定機関を含めた体制強化を図るため、平成13年2月から料金の見直しの検討を行い、従来の一本化の料金体系を見直し、企業の規模による料金体系を導入しました。

表 改定後の料金表

種別	事業者の規模別料金（円，消費税別）		
	小規模事業者	中規模事業者	大規模事業者
申請手数料	80,000	150,000	300,000
現地調査料	20,000	50,000	100,000
マーク使用料	50,000	100,000	200,000
合計	150,000	300,000	600,000

(注1) 上記料金以外、現地調査にかかる交通費、宿泊費が必要。

(注2) マーク使用料は、2年間の料金。

(注3) 事業者規模の区分

- ① 大規模事業者：中規模事業者（下記②参照）の規模を超える事業者。
- ② 中規模事業者：資本金、従業員何れか一方を満たせば該当

	製造業その他	卸売業	小売業	サービス業
資本金	3億円以下	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下
従業員	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下

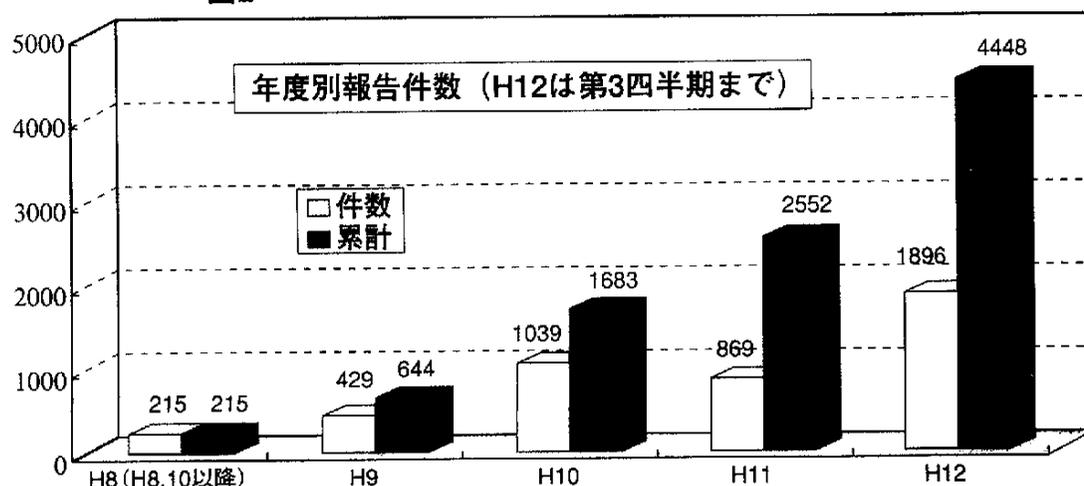
- ③ 小規模事業者：常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者。

また、プライバシーマーク付与認定事業者と情報主体等との間の苦情等紛争処理については、苦情処理窓口を設けて対応していますが、更に充実するため、仲裁、斡旋、調停までも対応する組織としての紛争解決処理(ADR:Alternative Dispute Resolution) 機構の設置に向けた検討も行っています。

3. JPCERT/CC (コンピュータ緊急対応センター) の運営

JPCERT/CCでは国内のサイトに関するコンピュータセキュリティインシデントの報告を受け、その情報から技術的な対応策を検討し、関連するサイトへの連絡あるいは情報交換を行なっています。平成12年10月から12月の第三四半期には518件の報告を受領しました(累計件数は図2参照)。

図2



また、四半期毎にとりまとめる「活動概要」では提供していただいた報告を類型化し、頻度順に列挙しています。その他に、対応策を「緊急情報」、「技術メモ」としてJPCERT/CCのページに掲載する場合がありますので、ネットワーク管理の方はそちらも是非ご覧下さい。また、コンピュータセキュリティインシデントに関する情報を迅速に提供するためにメーリングリストも開設しております (<http://www.jpccert.or.jp/announce.html>)。

啓発活動としては、今年度も公共性の高い各種セミナーに講師を派遣してきました。今後もコンピュータセキュリティインシデントの予防という趣旨に沿って活動する予定です。

JPCERT/CCの活動状況や、コンピュータ

セキュリティインシデントに関する最新の技術情報に関しては、今後もホームページ (<http://www.jpccert.or.jp/>) を活用して発信していきますのでご利用ください。

調査部

1. 高度情報ネットワーク社会に関する調査研究

本事業は、ユーザーニーズに応えた情報通信サービスのあり方について検討することを目的としています。

本年度は、2001年5月から次世代携帯電話サービスが開始されることから、この動向を睨みつつ、モバイルサービスの今後の方向性について専門家からのヒアリングを行って

ます。これまでに、ブロードバンド時代におけるW-CDMAの位置付けや、ブラウザフォンの進化という観点からみたモバイルサービスの可能性、イントラネットやテレワークシステムへの応用、マーケティングへのアプリケーション、デジタル放送との係わり方など、多角的に検討を進めており、その結果は報告書として取りまとめる予定です。

2. 情報化白書2001年版の発刊予告

情報化白書2001年版は、5月の発刊に向けて原稿の取りまとめと編集作業を行っています。

前期（7～10月）開催の委員会における編集計画案の審議結果を踏まえて担当各位に原稿執筆を依頼し、後期（1～3月）においては以下の日程で委員会を開催、原稿内容の検討・審議を行いました。

各分野の専門家で構成し、原稿執筆も分担いただいている「情報化白書編集専門委員会」（委員長 廣松 毅 東大教授）を3回開催し、「情報化白書編集委員会」（委員長 石井 威望 東大名誉教授）における最終審議をもって最後の調整を行い、5月末には書店発売となる見込みです。

2001年版の白書総論では、情報とメディアの進化の歴史を俯瞰した上で、あらためて情報化の本質を捉え直すとともに、近年のIT化の特徴をまとめました。さらに、情報化・IT化が社会にもたらす影響を、経済・社会・ワークスタイルなどのさまざまな側面から考察し、最後に21世紀のIT社会に生きる個人に求められる能力について触れています。

各論では、デジタルエコノミーへの変化の実態を計測する観点から「マクロ経済と情報化」を、ITは個人の働き方や生き方にも大き

く影響してくることから「IT社会の働き方」を新設したほか、モバイルEC、電子認証、電子自治体などの新しい動きを盛り込んでいます。一方で、全体のボリュームを減量するため、国際化や標準化動向などは独立した部立てをとらずに各部章ごとにフォローするなど、21世紀を期に全体の構成と内容のリニューアルを図っております。

3. 主要国における情報政策に関する調査研究

米国に関しては、米商務省が、10月に「Falling through the Net: Toward Digital Inclusion」を発表しました。このレポートは、パソコンやインターネットの米国民における普及状況を調査したものです。インターネット世帯普及率は1998年12月（以下同様）の26%から2000年8月（以下同様）には42%に、パソコン世帯普及率は42%から51%に、インターネット利用者数は3,190万人増え、1億1,650万人に、インターネット利用人口率は33%から44%になったと発表しております。

英国に関しては、2000年9月、ブレア首相は、情報技術政策「UKオンライン」を発表しました。英国をオンライン化するための戦略を詳細に定め、次のアクションを提起しています。

- ・英国市場を近代化する。
- ・新しい技術を利用するのに必要なアクセス等を各個人が得られるようにする。
- ・電子政府を実行に移す。
- ・情報技術分野で英国を世界の一流国にする。

4. 日独情報技術フォーラム

日独情報技術フォーラムは、高い技術レベルと経済力を有するドイツ連邦共和国とわが国が、情報技術分野における両国の相互理解と交流を一層深め、活発な産業、技術協力の展開を通じて世界の情報化に寄与していくことを目的に1983年8月ドイツ連邦共和国研究技術省（現 連邦教育研究省）のハインツ・リーゼンフーバー（Dr. Heinz Riesenhuber）大臣（当時）と宇野宗佑通商産業大臣（当時）との間で、その設置が合意されたものです。当フォーラムは、両国の情報技術分野における第一線の学者、研究者が一堂に介し、最新の情報技術研究の成果について情報交流を行うと同時に、人的交流を深めることをねらいとしています。

昨年10月、三重県の伊勢志摩ロイヤルホテルで開催された「第13回日独情報技術フォーラム」において、次回の「第14回日独情報技術フォーラム」が、2002年にドイツ連邦共和国で開催されることが合意されました。これに向けて、ドイツ側関係機関と連携をとりながら準備をすすめているところです。

5. 情報化に関する海外向け広報活動 (JIQ)

わが国の情報通信産業及び情報化一般の最新の動きを海外に紹介するため、英文季刊誌 JIPDEC Informatization Quarterly (JIQ) を発行しています。

最近の過去1年では、No.120で、1998年度の日本の情報通信産業について、情報サービス産業、電子機器製造業、電気通信事業、放送事業の各市場規模を紹介し、No.121では、

産業構造審議会の報告書に基づく情報化人材育成施策を取り上げ、No.122では、これまでの電子商取引推進事業の成果を取りまとめ、No.123では、当協会が今年2月に実施し、報道発表で大きな反響を呼んだ『個人ユーザーのネットワーク利用に関する調査』の調査結果の概要を紹介しています。次号は、1999年度の日本の情報通信産業の市場規模を取りまとめて紹介する予定です。

6. 講演・セミナー

3月16日、機械振興会館（港区芝公園）にて「インターネット時代における企業内情報システムの戦略的活用」をテーマとして特別講演会を開催しました。118名の参加者は熱心に聴講されていました。

- ・ IT革新の進展と情報システム部門
ー新しいネットワーク環境への対応ー
淀川 高喜氏（野村総合研究所 ITマネジメントコンサルティング部長）
- ・ モバイルによるワークスタイルの変革
森 俊樹氏（富士通 ソリューション部長）
- ・ 情報武装による営業活動の革新
島 健夫氏（麒麟ビール 情報システム部長代理）
- ・ 生産性の向上とテレワーク
鈴木 俊夫氏（富士ゼロックスサイト管理部マネージャー）
- ・ Webワークスタイルの実現とイントラネット
潮田 邦夫氏（NTT DoCoMo 取締役副本部長）
- ・ iモードを使用したモバイルイントラネット V-Campus
坂田 周一氏（立教大学 コミュニティ福祉学部教授）

技術企画部

1. 「ネットワークエージェント技術ワークショップ」の開催

当協会の「ネットワークエージェント技術委員会（委員長：西田豊明 東京大学大学院教授）」では、成果のとりまとめにあたり、委員会の検討結果を公表するとともに多くの研究者・技術者の方々と意見交換を行うため、次のとおりワークショップを開催しました。出席者は、大学、研究所、企業から計145名の参加を得て盛況のうちに終えました。なお、本ワークショップの結果は、ネットワークエージェント技術委員会の成果報告書の一部として取りまとめ公表する予定です。

名称：「ネットワークエージェント技術に関するワークショップ—eビジネスとe産業に展開するエージェント—」

日時：平成13年1月24日（水）9:30～18:10

会場：機械振興会館 ホール

プログラム：

- ・「エージェントと創るインタラクティブネットワーク」西田豊明 東京大学大学院
- ・「パーソナルエージェント指向仮想社会PAW」松田晃一 ソニー(株)
- ・パネル討論（講師名省略）
 - セッション1：エージェントの過去・現在・未来
 - セッション2：エージェントプラットフォームの将来像と標準化戦略
 - セッション3：次世代アプリケーションを支えるネットワークエージェント
 - セッション4：エージェントが仲介するe-コミュニケーションとe-コミュニティ

2. 産学官研究開発コミュニティに関する構築・運用

「産学官研究開発コミュニティ（<http://www.gip.jipdec.or.jp/>）」は、WWWサーバーによる電子情報通信技術に関する情報収集・提供および意見交換などを行う情報インフラです。日常の活動内容は、電子情報通信の分野に関する最新情報を提供する「Latest News」、研究開発やイベント、出版等諸々のニュースを提供する「BBS」、産学官の研究交流に関するニュースを提供する「Technology Map」などで、情報内容も適時更新を行っています。

また、現在手作業にて行っているLatest Newsのニュースソースの収集・編集・整理を半自動的に行うニュースデータ自動登録システムを開発しており、まもなく実運用を開始する予定です。これにより、さらに迅速かつ充実したニュースページと検索用データベースをご提供できるものと存じます。

今後は、全国の産学官共同研究機関との密接な連携による情報交換、産学官の共同研究、異業種交流、人材育成、ベンチャー企業の起業促進等を支援する情報提供と情報交流を目指して独自性と即時性に溢れたWebページを構築・運用していく所存です。

3. アドバンスト並列化コンパイラ技術の研究開発

本プロジェクトは、経済産業省ミレニアムプロジェクトである官民共同研究開発プロジェクトの1つで、新規産業創出型産業科学技術研究開発制度（産技制度）に基づき、NEDOから当協会が管理法人として研究開発委託を受けて実施しています。研究開発は、研究開発責任者である笠原博徳早稲田大学理

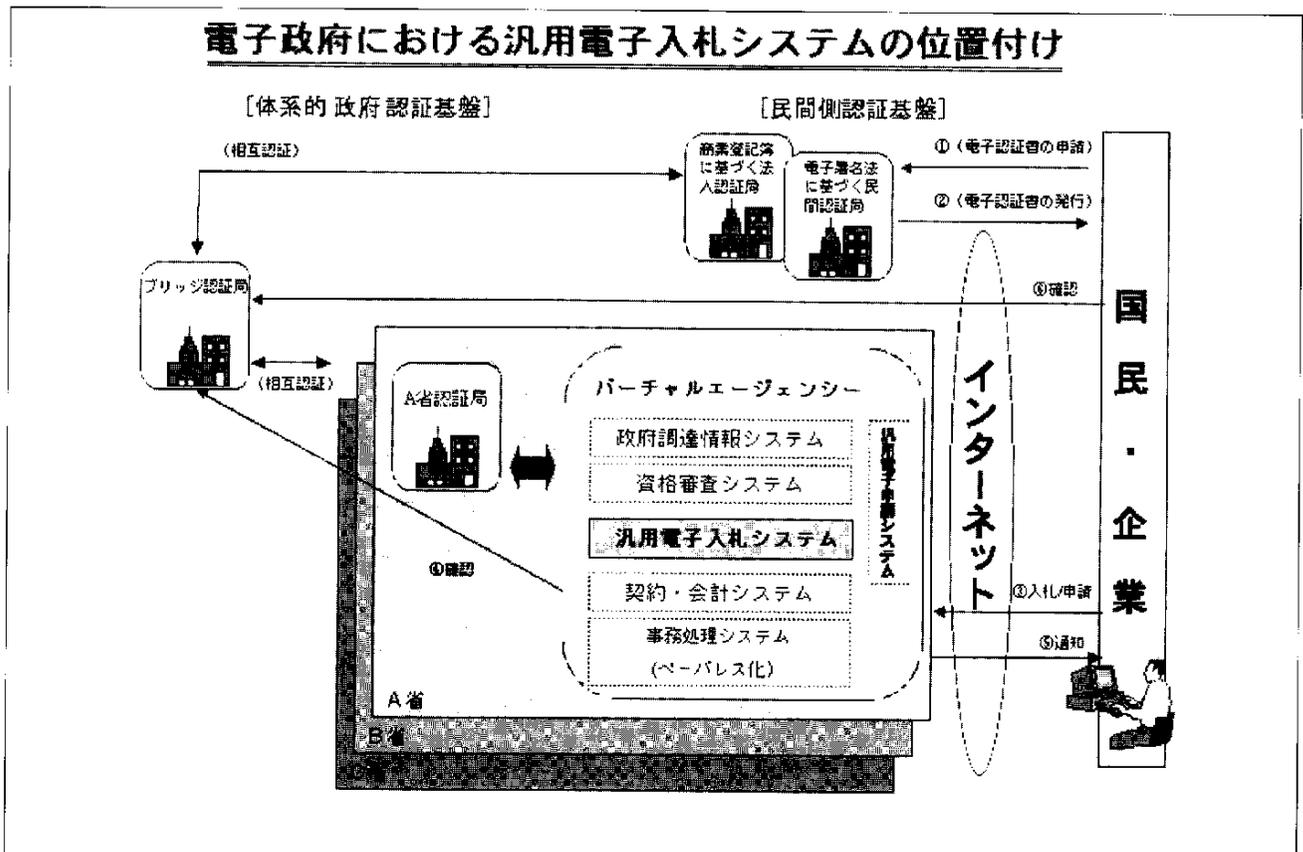
工学部教授のもとに、管理法人の役割を果たす当協会のほか、当協会に出向（兼務）する株日立製作所及び富士通㈱の研究者、共同研究者として早稲田大学、電子技術総合研究所（4月から産業技術総合研究所）、再委託に電気通信大学、東京工業大学、東邦大学で構成する「アドバンスト並列化コンパイラ技術研究体」を設けて行われております。このプロジェクトでは産技制度初の試みとして、各研究拠点をネットワーク等の利用による「ネットワーク集中研究所方式」を採用して、コンピューティングパワーの有効活用および研究開発の効率化を図っております。

研究開発計画によれば、期間は平成12年9月から開始して約2年半の予定です。研究開発内容は、プログラムとデータを様々なサイズに階層的に自動分割して、実行時間が最小となるようにプロセッサに分配する自動マルチグレイン並列化技術、並列化チューニング

技術、及び並列化コンパイラの性能評価技術を開発するものです。目標として、既存の単一粒度での並列性抽出を行う自動並列化コンパイラに比較して概ね2倍以上の性能向上を目指しております。

進捗状況の一例として、平成12年度における早稲田大学のマルチグレイン並列性抽出技術の研究を紹介します。この研究では、ユーザに指定された1階層あるいは2階層程度の粗粒度タスク（サブルーティンあるいはループ）間並列処理をOpenMPを用いて実現する方式の開発を行っています。順調に研究が進展しており、1階層あるいは2階層程度の粗粒度タスク間並列性をFortranプログラムから抽出し、OpenMPのサブセットを用いて並列性の実現が可能となっています。少数ではあるが複数のアプリケーションプログラムに対して適用し始めており、これらのプログラムに対しては、IBM社製の8プロセッサSMP上でプ

電子政府における汎用電子入札システムの位置付け



プロジェクトの目標値として設定している研究開始時点での最先端商用コンパイラによる処理速度の2倍の性能に近い性能を導くことに成功しています。この成果の一部は、ハイパフォーマンスコンピュータに関する国際会議、情報処理学会アーキテクチャ研究会、情報処理学会全国大会等の論文として発表しました。

4. 電子入札システムの開発及び実証実験

電子政府プロジェクトの一環として、経済産業省および情報処理振興協会（IPA）から平成12年度委託事業として政府の汎用電子調達システム（図参照）を構成する「汎用電子入札システム」の開発及び実証実験を受けて協力企業とともに推進しております。

本事業は、中央省庁における現行の入札・開札業務に対し、最新のインターネット技術とセキュリティ技術を採用し安全性信頼性を確保した情報通信技術を活用して、国民が利用し易く入札作業の負荷軽減が図れる先進的な電子入札システムを構築するとともに、その有効性について実証実験を行うものです。

現在、システムの開発をほぼ完了し、実証実験テーマに応じてコンピュータ企業と事務機器企業の協力をいただき、2月上旬から2週間にわたって、実証実験を行いました。これにより汎用電子入札システムの有効性の確認と実用化に向けた検証を行いました。

今後、実証実験結果の分析及び総合テストを実施し、システムを完成させることにしております。

-----中央情報教育研究所-----

中央情報教育研究所（CAIT）では、高度情報化人材の育成のために次の研修事業、調査研究事業および普及啓蒙事業を実施しています。

1. 平成12年度研修事業

(1) 情報化人材育成研修

本研修事業は、今後の情報化の担い手となる、専門分野の高度な知識・技術を有する情報化人材を育成するため、毎年継続して実施しています。

平成11年6月の産構審情報化人材対策小委員会中間報告で示された情報化人材類型に対応する情報化人材スキル標準に基づき、情報化人材を育成するためのモデル的な研修を中心に実施しました。実施にあたっては、従来の高度情報化人材育成カリキュラムに準拠したモデル研修カリキュラムや教材等を有効活用するとともに、産業界や大学等から招聘する講師陣とともに新たな研修内容を検討し実施しました。

本年度の開催回数は98回、開催日数は延べ389日、受講者数は1,318名、研修に携わった講師は85名、コース種類別実施状況は以下のとおりです。（平成13年2月15日現在）

研修コース名	回数	受講者
① 情報技術研修		
a. システム開発者側の情報化人材を育成するための研修		
(a)プロジェクトマネージャ関連	17	226
(b)アプリケーションエンジニア関連	11	166
(c)テクニカルエンジニア関連	13	164
(d)ソフトウェア開発技術者関連	1	5
b. 情報化戦略を推進する人材を育成するための研修		
(a)ITコーディネータ関連	1	15
(b)システム監査関連	7	77
c. その他、時宜に適した企画・特定テーマの研修		
(a)企画テーマ関連	15	201
(b)特定テーマ関連	26	385
② 実務能力養成研修		
実務能力として要求されるコミュニケーション能力養成などに 関連した研修	7	79
合 計	98	1,318

なお、平成13年度の研修計画および研修内容等の詳細につきましては、教務第二課(TEL:03-5531-0175)までお問い合わせいただくか、CAITホームページ(<http://www.CAIT.jipdec.or.jp/>)をご覧ください。

(2)情報処理技術インストラクタ研修

本研修事業は、情報処理教育に携わるインストラクタ等(情報処理専門学校等の教員や企業における情報処理教育担当者等)を対象に、その資質の向上に向けて、情報処理に関する技術および知識や教育技法等についての研修を実施している事業です。

研修コースは、主に情報処理専門学校等の教員を対象とする情報処理技術インストラクタ研修と、地方における情報処理教育担当者等を対象とする企業内研修リーダ養成研修があります。

①情報処理技術インストラクタ研修

本研修の実施にあたっては、「情報処理技術インストラクタ研修企画委員会」(委員長

國友義久 長野大学産業社会学部産業情報学科教授)を設置し、研修内容の見直しや教授方法の改善を図りました。

研修内容は、主に従来の高度情報化人材育成標準カリキュラムに基づいた内容や、新たな情報処理技術者スキル標準に基づいた内容、およびその指導法または指導上のポイント等です。

本年度の開催回数は46回、開催日数は延べ98.5日、受講者数は434名、研修に携わった講師は17名、コース別の実施概況は以下のとおりです。

研修コース名	回数	受講者
1. 教育エンジニアコース	2	19
2. 指導法コース	8	78
3. 情報化人材育成コース	5	32
4. システム技術・動向コース	15	171
5. インターネット・Web構築コース	15	125
6. プロに聞くシリーズコース	1	9
合 計	46	434

なお、平成13年度の研修計画および研修内容等の詳細につきましては、教務第一課(TEL:03-5531-0175)までお問い合わせいただくか、CAITホームページ(<http://www.cait.jipdec.or.jp/>)をご覧ください。

②企業内研修リーダー養成研修

本研修は、すべて地域ソフトウェアセンターに委託して実施しています。(本年度の委託先は15社です。)

本年度の開催回数は129回、開催日数は延べ364日、受講者数は1,209名、研修に携わった講師は129名、コース別の実施概況は以下のとおりです。

研修コース名	回数	受講者
1. システム開発技法関連コース	58	591
2. ネットワークの構築・管理技術関連コース	41	388
3. データベース技術関連コース	10	62
4. プレゼンテーション技法関連コース	9	73
5. 情報処理利活用技術関連コース	6	30
6. その他関連コース	5	65
合 計	129	1,209

2. 平成12年度調査研究事業

(1)情報処理教育実態調査

わが国における情報化人材育成に関する現状および最新の情報技術(IT)動向等をタイムリーに把握し、公表することにより、わが国の情報化人材育成施策の検討に資することを目的にアンケート調査等を実施しました。

本年度は、「情報処理教育実態調査委員会」(委員長 佐藤文博 中央大学 経済学部教授)を設置し、企業・組織および企業・組織

に所属する技術者個人、情報系の学部・学科を持つ学校等教育機関(大学、専門学校)を対象に、紙面またはWebでアンケートを実施しました。

アンケート発送・回収状況は以下のとおりでした。

平成12年度「情報処理教育実態調査」アンケート発送・回収状況

	送付数	回収数	回収率数 小数点2位 四捨五入
組織票	1,906	607	31.8%
個人票	1,160*	235	20.3%
学校票（全体）	366	97	26.5%
大学	225	48	21.3%
専門学校	141	49	34.8%

*290名の企業・組織の情報システム部門、人材育成担当部門の長に対して、4名の技術者からの回答を依頼。

アンケート結果を概観して、企業における今後の技術的な関心は、Java、情報セキュリティ、モバイル技術、XML等、最近の技術動向が反映された一方、ブームといわれながら依然低いWBT導入状況、職場に依存した技術者のスキルアップなどの現状が把握できました。

本事業の結果は、平成12年度「情報処理教育実態調査報告書」として取りまとめました。

(2)教科研究調査

本事業では、標準カリキュラムに則して情報処理技術者の効果的な育成を図っている専門学校およびその他教育機関の情報処理学科を、「情報化人材育成学科」として通商産業大臣（現：経済産業大臣）が認定していた「情報化人材育成認定制度」の支援作業を実施しています。

本認定制度は、平成12年2月3日通産省告示第54号をもちまして廃止されましたが、Ⅰ類認定学科については平成15年3月31日まで、Ⅱ類A認定学科については平成14年3月31日まで経過措置が設けられています。

そのため本年度以降は更新学科のみの受けとなり、Ⅰ類（3年制）学科が12学科、Ⅱ類A（2年制）が10学科、それぞれ更新され

ました。この結果、Ⅰ類の有効認定学科（平成10年度～平成12年度）は20学科、Ⅱ類Aの有効認定学科（平成11年度～平成12年度）は20学科となりました。

(3)国際化に対応した情報処理技術者の育成に関する調査研究

世界各国における情報化が急速に進展する中で、これを支える情報処理技術者の育成に関する国際的な相互協力の必要性が指摘されています。

このため、スキル標準等の人材育成関連情報を積極的に海外へ提供し、また、海外からは先進的人材育成システム等の情報を収集し、必要に応じ技術協力を行うことを目的に本調査を平成9年度から実施しています。

実施に当たっては、「国際化に対応した情報処理技術者の育成に関する調査研究委員会」（委員長 大野尙郎 つくば国際大学産業情報学科教授）を設置し、情報処理技術者の国際化のあり方とその育成方法について、国内及び英国等の情報を収集し、分析を行いました。

本年度は、英国で進められている情報化人材の育成施策に関して、職業資格認定制度を中心に、その実施制度や実施機関、認定基準

等の情報を収集し、取りまとめました。その仕組みを検討した上で、国際化を推進するために必要な人材の育成方法について考察、提言を行いました。

また、SEARCC（東南アジア地域コンピュータ連合）において昨年度実施した情報処理技術者に関する国際比較調査の取りまとめを行いました。実施に当たっては、「東南アジアにおける情報処理技術者の国際比較調査研究委員会」（委員長 佐藤文博 中央大学経済学部教授）を設置し、調査結果を分析し取りまとめるとともに、5月と11月にフィリピンで開催されたSEARCCの専門部会であるSRIG-PS（情報処理技術者育成標準部会）会議に専門家を派遣し、その分析結果を報告しました。

本事業の結果は、平成12年度「国際化に対応した情報処理技術者の育成に関する調査研究報告書」として取りまとめました。

(4)情報化人材育成に関する調査研究

国内外における情報化人材育成を実践するための基盤的な調査、情報化人材の能力指標であるスキル標準開発のための基礎調査および人材育成に必須な育成カリキュラムの作成等、企業を中心とした情報化人材育成活動を支援することを目的に、以下の事業を実施しました。

①高度情報処理技術者育成指針に関する調査研究

情報化人材スキル標準改訂に向けた基礎調査を実施しました。具体的には、企業で実際に使われている情報化人材の名称、必要なスキルや資格に関する情報を、企業の中途採用条件に記載されている各種条件などから収集し、分類・整理し資料としてとりまとめました。

②情報化人材育成のための基盤整備

東南アジア諸国等を対象にした情報化人材育成状況等の関連資料を収集・分析し、資料として取りまとめました。

また、当研究所が作成した「情報処理技術者スキル標準」対応の「情報化人材育成カリキュラム」を作成し、平成12年度「情報化人材育成のための基盤整備報告書」として取りまとめました。

(5)情報化人材育成のための応用調査研究

昨年度から、職場での情報化を推進する人やインストラクターを目指す人を対象とした「情報リテラシー教育指導者／支援者」CD-ROM教材（購入等については巻末広告ページを参照して下さい。）とその学習管理システム等から構成される「JIT教育システム」（商標登録済）の試行的運用を実施しております。

本年度も試行的運用を実施し、平成13年3月中旬現在、学習管理システムへの受講登録は延べ280件（指導者向け受講123件、支援者向け受講157件）、本システムで使用するCD-ROM教材（情報リテラシー教育指導者・支援者育成教材）の配布が約1,600セット（3,000セット作成）となりました。また、企業研修並びに広く一般からの利用を前提に、IT関連のマルチメディア教材の作成を支援する「IT関連素材データベース」を構築し、平成12年11月15日にオープンしました（URL <http://pc6.jit2-unet.ocn.ne.jp/sozaidb/user/>）。

(6)遠隔学習システムの利用促進に関する調査研究

最近各種分野で開始されつつある遠隔学習サービス（WBT等）について、情報技術（IT）分野を中心に、サービス提供事業者、サービス名、コース（コンテンツ）内容およびシステム機能等に関する情報収集を行いま

した。その中から主要なWBTシステムを対象にサービス提供事業者を訪問してヒアリング調査を実施するとともに、Web上に実際に提供されているコース(10社17コース)を選定して実利用調査および評価分析を行いました。

評価にあたっては、前年度事業「新技術を利用した情報処理技術教育システムに関する調査研究」で設定した評価項目を見直し、学習者支援という新たな観点から評価項目を設定しました。その結果、システム機能の評価用に26項目を設定し、コース評価用には24項目を設定しました。

なお、「遠隔学習システム評価委員会」(委員長 都丸敬介 情報通信コンサルタント)を設置して、評価項目の設定と評価対象システムの選定等を検討するとともに、調査・評価結果の比較分析等を実施しました。

これらの調査および評価分析結果を含めた本事業の成果は、平成12年度「遠隔学習システムの利用促進に関する調査研究報告書」として取りまとめました。

また、調査・評価結果の一部については、当財団中央情報教育研究所のホームページに公開することにしています。これにより、学習者がWBTシステムを選択するにあたっての判断情報に利用できるばかりか、一方ではサービス提供事業者がシステム機能やコース(コンテンツ)等の改善に役立てることができるようになります。

(7)アジア諸国におけるIT人材育成基盤調査

IT分野において、日本を含むアジア諸国との戦略的なパートナーシップを構築しうること为目标に、アジア諸国との情報処理技術者スキル標準の共通化および相互承認の推進、アジア諸国への情報処理技術者試験の導入・実施の支援と協力等を行いました。

本年度の具体的な成果は、以下のとおりです。

①平成13年2月9日

インドの国家試験(DOEACC)との相互認証および覚書の締結

②平成13年3月18日

タイでの情報処理技術者試験(基本情報技術者レベル)の実施

3. 普及啓蒙事業

(1)情報処理教育機関等に対する普及啓蒙

①地域交流セミナー等の開催

産業界のニーズに即した高度情報処理技術者教育の推進と地域における情報処理技術者の育成を活性化し、地域の情報化の推進に資するため、情報処理専門学校の教職員や企業における情報処理教育担当者を対象とした「地域交流セミナー」を東京および大阪で開催しました。

・テーマ：「e-ラーニングの可能性と成功に向けての課題」

・日時：平成13年3月26日(月)

13:00~16:45(東京)

平成13年3月29日(木)

13:00~16:45(大阪)

・場所：タイム24ビル 1階 タイムプラザ(東京)

天満研修センター(大阪)

・参加者数：78名(企業64名, 学校関係者10名, その他4名)(東京)

67名(企業53名, 学校関係者

12名, その他2名)(大阪)

・プログラム：

・講演(1)「米国におけるe-ラーニングの現状と日本でのe-ラーニングの進め方」

・講師：NTTラーニングシステムズ

株式会社 小松 秀園

- ・ 講演(2)「インターネットを利用した協
調学習の可能性を探る」

講師：静岡大学 大島 純

- ・ 講演(3)「現在のWBTシステムの分析と
その評価」

講師：塩尻情報プラザ 加藤
真一

- ・ パネルディスカッション

②情報化人材育成学科認定校研究交流会

通商産業省（現:経済産業省）が実施して
いた「情報化人材育成学科認定制度」に基づ
く I 類校の相互交流等により，認定校のレベ
ルアップを図るため，I 類学科認定校22校の
研究交流会を実施しました。

- ・ 日 時：平成13年1月24日（水）

13:30～17:00

- ・ 場 所：タイム24ビル プランニングル
ーム1

- ・ 参加者数：34名（I 類認定学科校20名，
経済産業省2名，認定学科校
以外の講演者2名，オブザー
バ3名，事務局7名）

- ・ プログラム：

- ・ 事例発表① 東北電子計算機専門学校

- ・ 事例発表② トライデントコンピュータ
専門学校

- ・ 事例発表③ テラハウスICA

(2)高度情報化人材育成標準カリキュラム等
の普及・頒布

①高度情報化人材育成標準カリキュラムの普 及・頒布

13種の改訂版標準カリキュラムを未改訂の
4種とともに，CD-ROM 1枚に格納し普及・
頒布を行いました。

- 「SC1997高度情報化人材育成標準カリ

キュラム CD-ROM版」

定価：12,600円（本体価格12,000円＋消費
税。送料別）

②テキストの普及・頒布

システムアドミニストレータテキストを作
成し，普及・頒布を行いました。

- 高度情報化人材育成標準カリキュラム準
拠改訂版システムアドミニストレータテ
キスト

定価：3,675円（本体価格 3,500円＋消費税）

- スキル標準対応初級システムアドミニ
ストレータテキスト

定価：3,465円（本体価格3,300円＋消費税）

また，当研究所が監修した，高度情報化人
材育成標準カリキュラム準拠第二種共通テキ
ストおよびスキル標準対応基本情報技術者テ
キストは，コンピュータ・エージ社から出版，
頒布されました。

③購入等の問い合わせ先

調査企画部普及振興課（TEL:03-5531-0177）
までお問い合わせいただくか，CAITホーム
ページ（<http://www.cait.jipdec.or.jp/>）をご覧
ください。

情報処理技術者試験センター

情報処理技術者試験センターは，情報処理
技術者試験の実施と情報処理技術者の育成，
評価に寄与するための普及啓蒙活動等を行っ
ています。

1. 情報処理技術者試験の実施

情報処理技術者試験は，昭和44年の第一回
から数えて今年で32年目となり，応募者総数
は934万人に達し，合格者総数は約94万人と
なりました。平成12年度の応募者総数は

784,912人で過去最高の応募者数となり、前年度に比べ79,943人（11.3%）増でした。合格者数は、93,492人で前年度に比べ711人（0.8%）増でした。

今年度の春期、秋期の実施概要は次のとおりです。

(1)平成12年度春期情報処理技術者試験

表1のとおり8区分の試験を実施しました。応募者数は379,632人（前年同期比14.6%増）、受験者数は247,309人（同14.2%増）、受験率は65.1%、合格者数は42,405人、全体の合格率は17.1%でした。

情報処理技術者試験センターホームページでの合格者の発表は第二種情報処理技術者試

験（二種）、初級システムアドミニストレータ試験（AD）が6月1日、第一種情報処理技術者試験（一種）、プロジェクトマネージャ試験（PM）、システム運用管理エンジニア試験（SM）、プロダクションエンジニア試験（PE）、データベーススペシャリスト試験（DB）、マイコン応用システムエンジニア試験（ME）が6月30日、官報掲載はそれぞれ6月23日と7月6日でした。

応募者数はPM、SM、DB、一種、二種、ADで昨年を上回りPE、MEで昨を下回りました。応募者数の伸びが高い試験区分はAD（27.1%）、DB（15.4%）、二種（14.2%）、SM（10.1%）、一種（9.1%）でした。

表1 平成12年度春期情報処理技術者試験実施結果

試験区分	応募者数	受験者数	合格者数	合格率
プロジェクトマネージャ	12,862	6,564	519	7.9%
システム運用管理エンジニア	4,593	2,446	178	7.3%
プロダクションエンジニア	15,278	9,197	634	6.9%
データベーススペシャリスト	17,092	9,325	818	8.8%
マイコン応用システムエンジニア	2,685	1,805	195	10.8%
第一種情報処理技術者	97,613	62,282	9,721	15.6%
第二種情報処理技術者	135,878	90,991	10,190	11.2%
初級システムアドミニストレータ	93,631	64,699	20,150	31.1%
合計	379,632	247,309	42,405	17.1%

(2)平成12年度秋期情報処理技術者試験

表2のとおり7区分の試験を実施しました。応募者数は405,280人（前年同期比8.5%増）、受験者数は267,820人（同5.8%増）、受験率は66.1%、合格者数は51,087人、全体の合格率は19.1%でした。

情報処理技術者試験センターホームページでの合格者の発表は二種、ADが11月22日、システムアナリスト試験（AN）、システム監

査技術者試験（AU）、アプリケーションエンジニア試験（AE）、ネットワークスペシャリスト試験（NW）、上級システムアドミニストレータ試験（SD）が1月12日、官報掲載はそれぞれ12月7日と1月17日でした。

応募者数はAN、NWで昨年を上回りAU、AE、SDで昨を下回りました。応募者数の伸びが高い試験区分はNW（18.0%）、AD（13.9%）でした。

表2 平成12年度秋期情報処理技術者試験実施結果

試験区分	応募者数	受験者数	合格者数	合格率
システムアナリスト	6,812	3,627	297	8.2%
システム監査技術者	4,024	1,964	151	7.7%
アプリケーションエンジニア	24,559	12,342	970	7.9%
ネットワークスペシャリスト	70,880	38,861	2,629	6.8%
第二種情報処理技術者	97,613	62,282	9,721	15.6%
上級システムアドミニストレータ	8,172	4,297	389	9.1%
初級システムアドミニストレータ	128,519	93,488	33,073	35.4%
合 計	405,280	267,820	51,087	19.1%

2. 新試験制度の公表

平成10年11月通商産業省（平成13年1月6日からは経済産業省）は産業構造審議会情報産業部会情報化人材対策小委員会に「戦略的情報化投資による経済再生を支える人材育成」について審議を依頼し、平成11年6月に中間報告をまとめました。この中間報告では、戦略的情報化投資活性化のための環境整備、情報処理技術者試験の改善、各種情報関連育成機関の新たな方向、学校における情報化教育の推進、行政の人材育成等について提言しています。

情報処理技術者試験センターでは、この中間報告の「情報処理技術者試験の改善について」の提言を受け、産業構造審議会に代わり試験制度のあり方に関して、より柔軟に発議を行うための有識者からなる評議委員会を設

置しました。平成12年1月に第1回委員会を開催し試験制度改革に関して具体的な諸方策の検討を行い、3月にパブリックコメントを募集し、その結果を踏まえて5月に第2回委員会を開催し、6月に情報処理技術者試験の「新制度の概要」と「出題範囲」を公表しました。

また、平成12年12月には、情報セキュリティアドミニストレータ試験の出題形式及び出題範囲、基本情報技術者試験で出題するJava言語等について追加公表しました。

3. 情報処理技術者試験の広報活動

(1)新試験制度説明会の実施

平成13年度からの情報処理技術者試験の新制度に関する説明会を全国8カ所で実施しました。内訳は表3のとおりです。

表3 新試験制度説明会実施概要

No.	場 所	実施日	参加者数
1	東京 中央大学駿河台記念館	平成12年7月17日	250名
2	高松 リーガホテルゼスト高松	平成12年9月6日	80名
3	富山 ポルハート富山	平成12年9月19日	51名
4	名古屋 名古屋国際会議場	平成12年11月1日	166名
5	岐阜 ホテルグランパール岐山	平成12年11月2日	45名

6	仙台 仙台ソフトウェアセンタ	平成12年11月21日	65名
7	札幌 北海道通産局	平成12年11月30日	104名
8	熊本 熊本県高校研修会	平成13年2月20日	25名

(2)新聞等への広報

願書受付(案内書・願書配布)に合わせて、情報処理技術者試験の実施を周知するため、広告を年2回掲載しました。広告を掲載した新聞は、朝日新聞、読売新聞、北海道新聞、河北新報、中日新聞、中国新聞、西日本新聞です。

各試験センター支部でも大学新聞、通産局広報誌に広告を掲載し情報処理技術者試験の周知を図っています。

(3)パンフレット、ポスターの作成・配布

情報処理技術者試験の普及・啓蒙を目的に、情報処理技術者試験パンフレット、上級・初級システムアドミニストレータ試験パンフレットを作成・配布しました。また、願書受付期間、試験実施日等の周知のため、ポスターを作成し、企業、団体、大学、専門学校等に配布しました。

-----電子商取引推進センター-----

1. 企画部会

5月18日に第1回企画部会が開催され、企画部会長を選任するとともに平成12年度事業計画について事務局より報告等を行いました。また第2回を10月に開催し、上半期活動報告と共に、モバイル委員会が正式にWGとして承認されました。今年1月に行われた第3回においては、平成13年度に向けての事業テーマ発掘アンケートの分析結果をもとに検討を行

いました。

1-1 電子政府委員会

行政の情報化実現への取組みに、利用者(市民・企業)として、どのように提供してもらうかの視点で検討を行っています。これまでの3回の委員会活動では①電子政府の実現に向けた政府の取組み、②利用者(市民・企業)の立場からのWG課題案の提案、③IT事業者の電子政府向けソリューションの調査・比較、④ECOMの「電子政府/電子行政とは」規定の検討等について議論しました。

<成果報告>

「電子政府委員会報告書(仮題)」

2. STEP部会

STEP部会では、ECOMのSTEP事業の中長期ビジョンを検討し、STEP事業の方向付けを行うとともに、STEP部会事業として企業間情報共有の実現に向けて、STEPの役割を目に見える形で示すことを検討しています。

3. ワーキンググループ(WG)の活動

会員企業を中心に学識者・有識者で構成し、EC実用化のための具体的方策等について検討しました。各WGの検討項目等及び取りまとめ中の成果(何れも仮題)は以下の通りです。

3-1 消費者WG

3-1-1 消費者保護SWG

(1)オンラインマーク制度について

(2)ECOM 消費者取引ガイドラインの普及

促進について

(3)消費者紛争処理について

<成果報告>

「電子商取引における消費者保護の推進」

3-1-2 個人情報保護SWG

(1)個人情報保護基本法制大綱案（中間整理）検討と意見書作成

(2)個人情報保護基本法の法制化に関する現状についての講演実施（8/30）

(3)ECOMプライバシー保護啓蒙ビデオの作成（SWGシナリオの内容）

<成果報告>

「ECで取り扱われる個人情報に関する調査報告書（Ver3.0）」

3-1-3 決済関連問題検討SWG

(1)決済プロセスを視点とした取引プロセスの検討

(2)決済プロセスの位置づけと取引プロセスとの関連の検討

(3)取引ルールの検討

<成果報告>

「決済手段から見た取引当事者の義務と権利について」

3-2 認証・公証WG

(1)電子認証システム仕様検討

(2)電子認証システム利用検討

(3)電子署名文書長期保存検討

<成果報告>

「電子署名利用者システムの構築・利用ガイドライン」

「電子認証サービス約款作成ガイドライン」

「電子署名文書長期保存に関する中間報告」

3-3 セキュリティWG

(1)「セキュリティマーク制度」の立ち上げ支援

(2)「バーチャルショップサイト向けセキ

ュリティガイドライン」の開発

(3)「セキュリティ評価基準（ISO15408）のECへの適用研究」

(4)「ECをサポートするITプラットフォームにおけるセキュリティ機能の調査」

(5)「モバイルECにおけるセキュリティの課題」

(6)「対消費者電子商取引におけるトラブル防止策の調査研究」

<成果報告>

「ECサイトにおけるセキュリティ対策ガイド」

「セキュリティ対策の手引き（ガイドの実務上の詳細編）」

「セキュリティ対策の自己評価チェックリスト」

「ITプラットフォームにおけるセキュリティ機能調査」

「モバイルECにおけるセキュリティの課題」

3-4 ビジネスモデルWG

3-4-1 WWWモデルSWG

(1)国内WWWサイト調査

(2)海外WWWサイト調査

(3)オープンB to B

<成果報告>

「EC事業者のビジネスモデル調査」

「国内事業者の現状：成功ECサイト事業者事例集」

「国外事業者の現状：成功ECサイト事業者事例集」

3-4-2 SCMモデルSWG

(1)日本型SCMビジネスモデルの構築

(2)先進事例の調査

(3)SCM電子商取引モデル契約書（β版）の普及と改定

(4)中小企業者へのSCM導入ガイドの作成

<成果報告>

「SCMビジネスモデルの研究」

3-5 普及促進WG

3-5-1 XML/EDI SWG

- (1)標準XML/EDI普及促進
- (2)標準XML/EDI動向調査
- (3)ebXML東京会議開催
- (4)関連団体間の連携

<成果報告>

「XML/EDI普及調査研究報告書」

3-5-2 STEP SWG

- (1)設計情報の生産準備への活用のための方策検討
- (2)XML, Web技術と結合してSTEPを使いこなすための方策検討

<成果報告>

「STEP SWG活動報告書 (STEP適用推進に向けた検討結果の報告)」

3-6 モバイルECWG

モバイルECの共通コンセプトの形成と有望なWG活動テーマの選定のための基礎調査・検討を行い、昨年10月に正式に委員会からWGに承認され、11月より正式なWGとして活動を始めました。

- (1)決済標準モデル検討
- (2)近未来ビジョン検討

<成果報告>

「モバイルEC・WG活動報告」

4. 標準グループ

4-1 EDIグループ

4-1-1 XML/EDI標準化調査委員会

- (1)ebXMLイニシャチブへの参加
- (2)国内への標準導入の検討

<成果報告>

「XML/EDI標準化調査委員会報告書」

4-1-2 次世代EDI技術調査委員会

- (1)統一モデリング手法の検討
- (2)オブジェクト指向EDIの調査

<成果報告>

「次世代EDI技術調査委員会報告書」

4-2 STEPグループ

4-2-1 国際標準STEPの規格開発関連活動

- (1)ISO TC184/SC4国内対策委員会
 - (2)標準化調査プロジェクト委員会－配管プレハブWG
 - (3)生産プロセスシステムの標準化委員会
- <成果報告>

「標準調査プロジェクト委員会報告書」

「生産プロセスシステム標準化委員会報告書」

「普及調査委員会報告書」

5. 国際連携グループ

- (1)Webによる海外への積極的な情報発信
- (2)海外のEC動向調査
- (3)ECに関する国際連携
- (4)消費者WGの国際連携支援
- (5)EC市場規模の算出と市場動向調査

<成果報告>

「海外におけるEC推進状況調査報告書2000」

「電子商取引に関する市場実態調査2000」

「MARKET SURVEY CONCERNING ELECTRONIC COMMERCE 2000 Current State and Trend of Japan's Electronic Commerce Via Internet Technology」

6. 普及広報グループ

ECOMの活動状況や成果を会員および一般に広く普及するため、機関誌 (ECOM Journal) を作成したほか会報誌「ECOM Newsletter」

の創刊号・第1～8号を発行するとともに「ECOMセミナー」を8回実施しました。また、WWWサーバの充実を進め、アクセス数も順調に伸びを示しています。さらに展示会や講演（平成12年4月～2月；90件）などにおいて、ECOMの成果を積極的に紹介しました。

6-1 ECセミナー・体験キャンペーン

(1)ECセミナー・体験キャンペーンinビジネスショー2000 TOKYO

来場者に対し、インターネット型電子マネーであるミリセントを使用し、音楽・情報等のデジタルコンテンツの購入を行いました。

日 時：平成12年5月23日～5月26日

場 所：東京ビックサイト

参加者：2,400名

協力企業：・KDDI（旧KDDコミュニケーションズ）「ミリセント」・MONDEX

(2)ECセミナー・体験キャンペーンin三条市

日 時：平成12年11月5日（日）

場 所：新潟県県央地域地場産業振興センター

参加者：1,200名

協力企業：KDDI（旧KDDコミュニケーションズ）「ミリセント」

(3)ECセミナーin福岡

日 時：平成12年11月24日（金）

場 所：福岡商工会議所

参加数：162名

プログラム：企業間ECの動向と現状について

インターネットEDIの動向

STEPの概要と実用事例の紹介

SCMを中心としたビジネスモデルの研究

(4)EC体験キャンペーンin福岡

日 時：平成12年11月25日（土）

場 所：福岡キャナルシティ スターコート

参加数：2,400名

EC体験キャンペーン協力企業

・KDDI（旧KDDコミュニケーションズ）「ミリセント」

・P&R「九州よかもん市」

・味の明太子ふくや

6-2 e-Square（企業間電子商取引の広場）について

B2B ECの事例調査を中心に、利用できる製品・サービス情報も併せてWebに検索機能を付加して紹介しているものです。掲載した情報は、以下の通りです。

①普及動向の把握

②利用実態の把握

③業務に適合する製品、サービス情報

先端情報技術研究所

先端情報技術研究所の平成12年度調査事業の概要と実施状況について報告します。

情報技術開発に関する調査研究

情報革命を持続し豊かな経済社会を構築するためには、中長期的な視点からの情報技術の研究開発が必須であり、併せてわが国の情報産業の技術シーズとなる基礎技術の研究開発が求められています。

このため、当協会先端情報技術研究所では、新しい時代における情報技術の研究開発のあり方について検討するとともに、現行の研究開発の仕組み・制度の改革を目的に調査研究を行っています。

平成12年度は、前年度に引き続き、「技術政策委員会」（委員長 水野幸男 日本電気（株）顧問）を設置し、情報技術開発に関する調査研究方針等全体的な観点から審議を行い、

以下のとおり調査研究を実施しています。

(1)21世紀のIT研究開発体制のあり方について

国が支援する研究開発に関する仕組みについて、国際的な競争力を強化する観点から、調査研究を行っています。実施にあたっては、前年度に引き続き当該分野の専門家からなる「情報産業の研究開発体制のあり方に関する検討作業委員会」（委員長 後藤滋樹 早稲田大学理工学部情報学科教授）を設置し、調査検討を行っています。

平成12年度は、「21世紀に向けてのIT研究開発体制のあり方について」を調査テーマとして、

・21世紀は技術貿易の時代であり、物の製造から知識の創生の時代へと変遷する。

このような時代における国の研究開発施策はどうあるべきか。

・知識創生のもとになる中長期の研究開発について

・知識創生時代の人材の確保・育成について
に焦点をあて、すでにこの知識の時代に突入している情報産業の有識者の意見を中心に整理検討を行っています。

また、この検討に必要な基礎資料として、これまでの調査研究から明らかになった日米の研究開発の仕組みや法制度の違いを一層具体的な形で示すこととして、「米国の知的所有権の先行取得と商業化促進政策、およびその成果について」調査専門会社に調査委託して、詳しく調査を進めています。

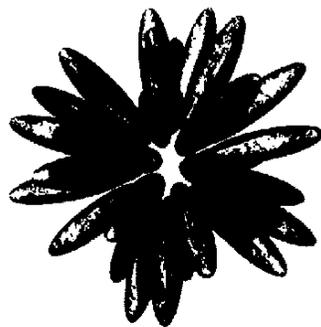
(2)諸外国のIT研究開発の現状調査

今後の情報産業の戦略的な情報技術として、ハイエンドコンピューティング技術および人間主体の知的情報技術について、米国を中心とした研究開発動向を調査分析しています。

また、米国連邦政府のNCO: National Coordination Office がまとめている“Bluebook2001” : Information Technology - The 21st Century Revolution (21世紀のIT革命) の日本語訳など資料の整備を行っています。

(本資料は、米国NCOの承認を得て、当研究所の文責により翻訳したものです。平成13年2月にホームページに全文公開しました。是非参考にして下さい。

<http://www.icot.or.jp/>)



個人ユーザーのネットワークサービス利用に関する調査報告書

—多様で広がりのある生活領域のニーズ—

(平成12年6月)

1. 「癒す」と「遊ぶ」がネットワークサービスへの期待の主役

①飛びぬけて高い医療・介護・福祉サービスへのニーズ特に病院・治療内容についての情報サービスでは9割を超える

②余暇生活におけるニーズもきわめて強い行楽地の宿泊予約、道路混雑情報へのニーズは9割弱

2. ニーズの高い行政手続と政治参加

住民票・免許証・パスポート等の手続、電子投票へのニーズがそれぞれ8割を超える

3. ネットショッピングは多様なサービスの中の一つ

ネットショッピングは上位15項目中3項目であった。個人のニーズは多様であり、ネットショッピングは必ずしもネットワークサービスの最大の主役ではない。

4. 高まる起業意識

全体で2割強、理系職では36%、50歳以上でも5人に一人がインターネットを使った起業の意思がある。

I. 調査の概要

1. 調査の目的
2. 調査の設計と実施
3. 調査結果のポイント

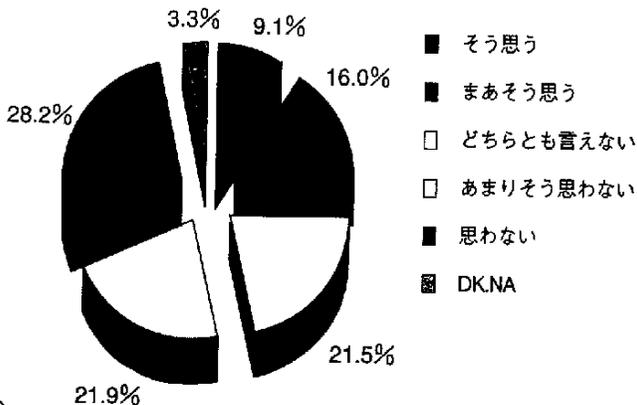
II. 調査結果 (生活領域内)

1. 住む (住居、住環境、近隣社会)
2. 費やす (収入、支出、資産、消費生活)
3. 働く (労働時間、就業機会、労働環境)
4. 育てる (育児、教育)
5. 癒す (医療、保健、福祉サービス)
6. 遊ぶ (休暇、余暇)
7. 学ぶ (大学、障害学習、学習時間)
8. 交わる (婚姻、地域交流、社会的活動)

資料:

1. 調査票
2. 集計データ (全体)
3. 集計データ (情報システム部門に勤務するユーザー)
4. 集計データ (一般ユーザー)

インターネットを使った起業 (インターネット利用者)



当協会では、個人ユーザーにとって“望ましいサービス、利用したいサービスは何か”という、ネットワークサービスを利用する側のニーズを明らかにするため、住環境、労働、医療・介護、教育・学習、娯楽、交流等、個人生活の様々な場面で想定されるネットワークサービスについて、その利用動向を把握することを目的に、アンケート調査を実施し、その集計分析結果をとりまとめました。

アンケートは日本商工会議所の協力を得て情報システム部門に勤務するユーザー5,000人と一般ユーザー5,000人の合計10,000人に調査票を送付し、3,602人から回答を得ました。

A4判 358頁
 一般価格：FDあり 40,000円 なし 8,000円
 会員価格： / 32,000円 / 6,400円
 (税別・送料別)

【申し込み先】

財団法人 日本情報処理開発協会

調査部 普及振興課

FAX:03-3432-9381

E-mail:fukyu@jipdec.or.jp

*会員とは、当協会の賛助会員をいいます。

プライバシーマーク制度における監査ガイドライン

(平成 12 年 3 月)

第 1 編 監査ガイドラインの概要

1. ガイドライン策定にあたって
2. JIS Q 15001 が要求する監査
3. JIS Q 15001 が要求する監査の実施

第 2 編 監査ガイドラインの詳細

1. 監査項目の構成について
2. 監査ガイドラインの活用について
3. 要求事項毎の監査項目
(以下網掛け部分の項番は、JIS Q 15001 の項目番号を表している)

4.2 個人情報保護方針

4.3 計画

- 4.3.1 個人情報の特定
- 4.3.2 法令及びその他の規範
- 4.3.3 内部規定

4.3.4 計画書

4.4 実施及び運用

- 4.4.1 体制及び責任
- 4.4.2 個人情報の収集に関する措置

4.4.2.1 収集の原則

4.4.2.2 収集方法の制限

4.4.2.3 特定の機微な個人情報の収集に禁止

4.4.2.4 情報主体から直接的に収集する場合の措置

4.4.2.5 情報主体から間接的に収集する場合の措置

4.4.3 個人情報の利用及び提供に関する措置

4.4.3.1 利用及び提供の原則

4.4.3.2 収集目的の範囲外の利用及び提供の場合の措置

4.4.4 個人情報の適正管理義務

4.4.4.1 個人情報の正確性の確保

4.4.4.2 個人情報の利用の安全性の確保

4.4.4.3 個人情報の委託処理に関する措置

4.4.5 個人情報に関する情報主体の権利

4.4.5.1 個人情報に関する権利

4.4.5.2 個人情報の利用又は提供の拒否権

4.4.6 教育

4.4.7 苦情及び相談

4.4.8 コンプライアンス・プログラム文書

4.4.9 文書管理

4.5 監査

4.6 事業者の代表者による見直し

別紙 1：マネジメントシステムの体制の整備

別紙 2：適正管理に必要な管理ルール例

別紙 3：適正管理に関する監査項目の例

別紙 4：システム監査の基本的事項

付録 1：プライバシーマーク制度

付録 2：プライバシーマーク制度設置及び運営要領

付録 3：プライバシーマーク付与申請指針

付録 4：個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの作成指針

参考 1：基本規程策定のチェックリスト

参考 2：個人情報保護に関する監査規程モデル

A4 判 110 頁

一般価格：1,575 円 会員価格：1,260 円 (税別・送料別)

企業における情報化動向に関する調査研究報告書

—情報化投資の現状と課題—

(平成12年3月)

I 調査の概要

- 1.1 コンピュータ利用状況調査の目的
- 1.2 調査の構成
- 1.3 調査時期、調査期間
- 1.4 発送回収状況
- 1.5 調査の内容
- 1.6 報告書の利用等

II 総論

- 2.1 情報化の重要な関連課題
- 2.2 情報化の投資効果
- 2.3 ネットワーク化の現状と展望
- 2.4 総括

III 情報化の重要な関連課題

- 3.1 概要
- 3.2 産業、業種別に見た情報化課題への関心
- 3.3 企業規模別に見た情報化課題への関心
- 3.4 全体的な分析
- 3.5 まとめ

IV 情報化の投資効果

- 4.1 情報化投資の動向
- 4.2 アウトソーシングの状況
- 4.3 オープンシステム化/ダウンサイジングの評価

V 情報化の新展開

- 5.1 通信回線サービス
- 5.2 コンピュータ・ネットワークの利用状況
- 5.3 EC(電子商取引)の状況
- 5.4 テレワーク(T/W)の導入状況
- 5.5 モバイルコンピューティング(M/C)の動向

VI 情報システム部門要員の状況

- 6.1 情報システム部門要員の規模
- 6.2 情報システム部門要員の給与等の状況
- 6.3 コンピュータ関連教育費用の状況

VII 集計結果

- 集計表目次
- 1999年度コンピュータ利用状況調査集計表

VIII アンケート様式

情報化をめぐる環境が、技術面、制度面等において大きく急速に変化してきている中でコンピュータユーザの情報化の実態を、継続的なデータとして把握するとともに、その時々々の情報化の新しい流れを客観的な視点からの確に捉えるために、毎年アンケートにより調査を行っています。

本報告書は、約4,700の事業体の情報システム部門を対象に実施したアンケート調査の結果をもとに、その情報処理及び情報化の動向について集計・分析を行い、とりまとめています。

A4判 220頁
付表「コンピュータ利用状況調査集計結果大要」
一般価格：4,000円 会員価格：3,200円(税別・送料別)

【申し込み先】

財団法人 日本情報処理開発協会
調査部 普及振興課

FAX:03-3432-9381

E-mail:fukyu@jipdec.or.jp

※会員とは、当協会の賛助会員をいいます。

世界情報通信年表

(平成12年3月)

- I. 日本の情報通信史
- II. アメリカのの情報通信史
- III. イギリスの情報通信史
- IV. ドイツの情報通信史
- V. フランスの情報通信史
- VI. EU・ヨーロッパの情報通信史

参考資料

- 1.日米欧の情報通信施策比較年表
- 2.自由化後の日本の料金・サービス
- ◇国内サービス ◇国際サービス

情報通信サービスは、日進月歩の勢いで進化する情報技術とともに進展し、提供するサービスも多彩になり、電話会社が電話・電信サービスのみを提供していた時代は終焉を迎えようとしています。情報通信産業をとりまく環境も大きく変化し、公益サービスとして独占的に提供された時代から、他の産業と同様、激しい競争にさらされる時代へと変わりました。そこではもはや事業を国内と国外とに分けて考えることはできず、否応無くグローバルな規模での競争に巻き込まれざるを得ない状況に至っています。本資料は、激変する情報通信分野の動向を整理するために、主要国の情報通信の歴史について時系列に、各種資料をもとにとりまとめたものです。

A4判 107頁 一般価格：1,500円 会員価格：1,200円 (税別・送料別)

わが国における情報セキュリティの実態「情報セキュリティに関する調査」集計結果

(平成12年3月)

1. 調査の概要

- 1.1 調査の目的
- 1.2 調査の対象
- 1.3 調査時期
- 1.4 回収状況
- 1.5 回答組織体の平均従業員数
- 1.6 調査項目
- 1.7 調査対象業種および回収状況
- 1.8 調査結果の概要

2. 調査結果の詳細

- 2.1 通称産業省の安全対策の施策について
- 2.2 情報システム資産について
- 2.3 過去の障害等の実績について
- 2.4 セキュリティ管理一般について
- 2.5 災害対策・障害対策について
- 2.6 不正アクセス対策・不正侵入対策について
- 2.7 コンピュータウイルス対策について
- 2.8 情報リスクマネジメント関連について
- 2.9 個人情報保護について

3. クロス集計結果の分析

付属資料
「情報セキュリティに関する調査」
アンケート調査票

わが国における情報システムのセキュリティ対策の状況を把握するため、「情報セキュリティに関する調査」を実施いたしました。

調査は、企業等の情報システム部門を対象に行い、セキュリティ対策の現状と問題点の把握および今後のセキュリティ対策の傾向を把握することをねらいとしています。

調査にあたっては、867組織体から回答を得ており、信頼できるデータを収集しています。

A4判 158頁

一般価格：3,200円 会員価格：2,560円 (税別・送料別)

【申し込み先】

財団法人 日本情報処理開発協会
調査部 普及振興課

FAX:03-3432-9381

E-mail:fukyu@jpdec.or.jp

※会員とは、当協会の賛助会員をいいます。

ますます求められる情報化時代の新人材 システムアドミニストレータ

『初級システムアドミニストレータテキスト』

【本体価格：3,300円】

本書は平成12年9月に公表されたスキル標準に対応して平成13年12月に発行されたものです。

情報処理システムの利用部門において情報化を推進する方々が、初期の段階で利用者として習得すべき基本的な知識と応用能力をとりまとめたものです。

また、国家試験である情報処理技術者試験の初級システムアドミニストレータ試験は上記スキル標準が出題範囲となっております。

★構成目次 (B5判 本文402ページ)

- 第1部 業務と業務改善
- 第2部 情報システム構築の支援
- 第3部 エンドユーザコンピューティング
- 第4部 情報システムの運用と整備
- 第5部 文書化と発表技術

★特長

- ・スキル標準に対応
- ・スキル標準に精通した執筆陣
- ・インターネット、マルチメディア等の新技術に対応
- ・練習問題に情報技術処理技術者試験（午前）の過去問題を採用しており、受験参考書としても最適

★購入方法

- ・全国の書店でお求め頂けます。
 - ・お近くの書店に在庫がない場合は、ご注文にてお取り寄せ下さい。
- また、販売に関するお問い合わせは、株式会社コンピュータ・エージ社へお願いします。
TEL：03-5531-0070

CAIT (財) 日本情報処理開発協会
中央情報教育研究所

〒135-8073 東京都江東区青梅2-45 タイム24ビル19階
TEL 03-5531-0174 (普及振興課) URL <http://www.cait.jpdec.or.jp/>

職場環境の改善に、ジャストインタイム (JIT) 学習で
情報化推進担当の育成を!!

JIT教育システム®と
情報リテラシー教育CD-ROM教材

●JIT教育システム®

JIT (Just In Time) 教育システムは、パソコンとインターネットを使用できる環境ならば、いつでも、どこからでも学習が可能です。

(Step1) CD-ROM教材での学習

(Step2) インターネットでの理解度判定

(Step3) 実践的なスクーリング

といった3ステップの学習により、学習空間・時間を拡張する教育システムです。

●JIT教育システム®教材

本教育システムの教材として、現在、以下の2種類のCD-ROM教材があります。

これらの教材は、職場で情報化推進担当の役割を果たすために必要な学習内容が収められています。

①情報リテラシー教育指導者育成教材

(学習時間：約15時間、容量：565M)

職場での情報活用を推進するため、パソコン利用教育等の啓蒙活動や操作指導方法等について学習します。

②情報リテラシー教育支援者育成教材

(学習時間：約15時間、容量：315M)

職場での日常業務の情報化を推進するため、パソコン、LAN、DB等の整備・運用等について学習します。

なお、本教材の学習に入る前に具備しておく条件があります。

- ・パソコンの操作を自分で行え、ワープロや表計算などは日常業務の中で使える。
- ・情報リテラシーに関する知識・技術(EUC)を有している。

●問い合わせ先●

財団法人日本情報処理開発協会
中央情報教育研究所 (CAIT)

〒135-8073 東京都江東区青海2-45
タイム24ビル19階

TEL:03-5531-0171 FAX:03-5531-0170

●本教材の動作環境●

- パソコン本体
DOS/Vパソコン
- CPU
Intel Pentium 133MHz以上
- メモリ
32MB以上
- サウンドカード
必須
- CD-ROMドライブ
2倍速CD-ROMドライブ以上
- ディスプレイ
解像度800×600ドット以上
HighColor (16ビット) 以上
- OS
Microsoft Windows95,98,NT4.0
- Webブラウザ
Microsoft Internet Explorer Ver.4.0以上推奨
- その他
スピーカまたはイヤホン等

●JIT教育システム®のご利用について●

(Step1) CD-ROM教材での学習

- ・本教材は無料ですが、教材発送費等として1セット (2枚組) につき2000円ご負担いただきます。(限定、2000セット)
- ・申込み方法：郵便局備付けの振込用紙の通信欄に下記事項を記入し、中央情報教育研究所 (口座番号：00130-8-409669) へ、発送費等 (2000円×セット数) を振り込んでいただきます。
- ・送付先住所、氏名、電話番号、セット数
- ・組織名、部署名 (個人の場合は不要です)

(Step2) インターネットでの理解度判定

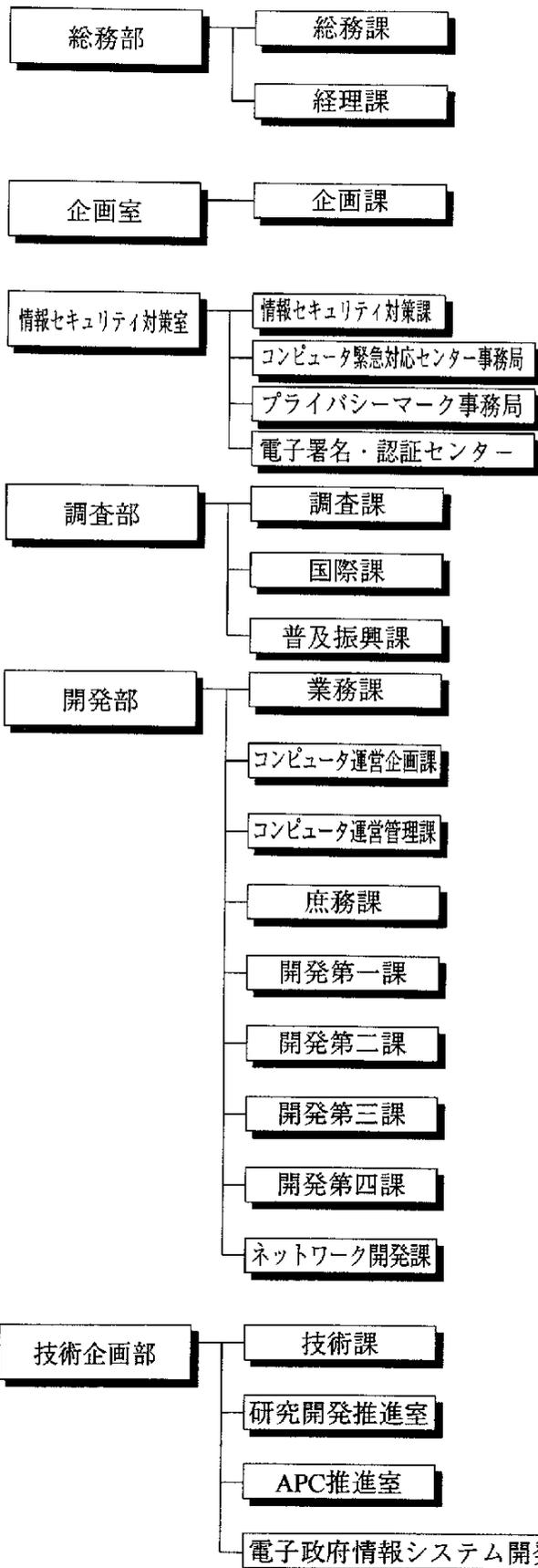
- ・無料 (ただし、電話料等の回線使用料は個人負担です。)

(Step3) 実践的なスクーリング

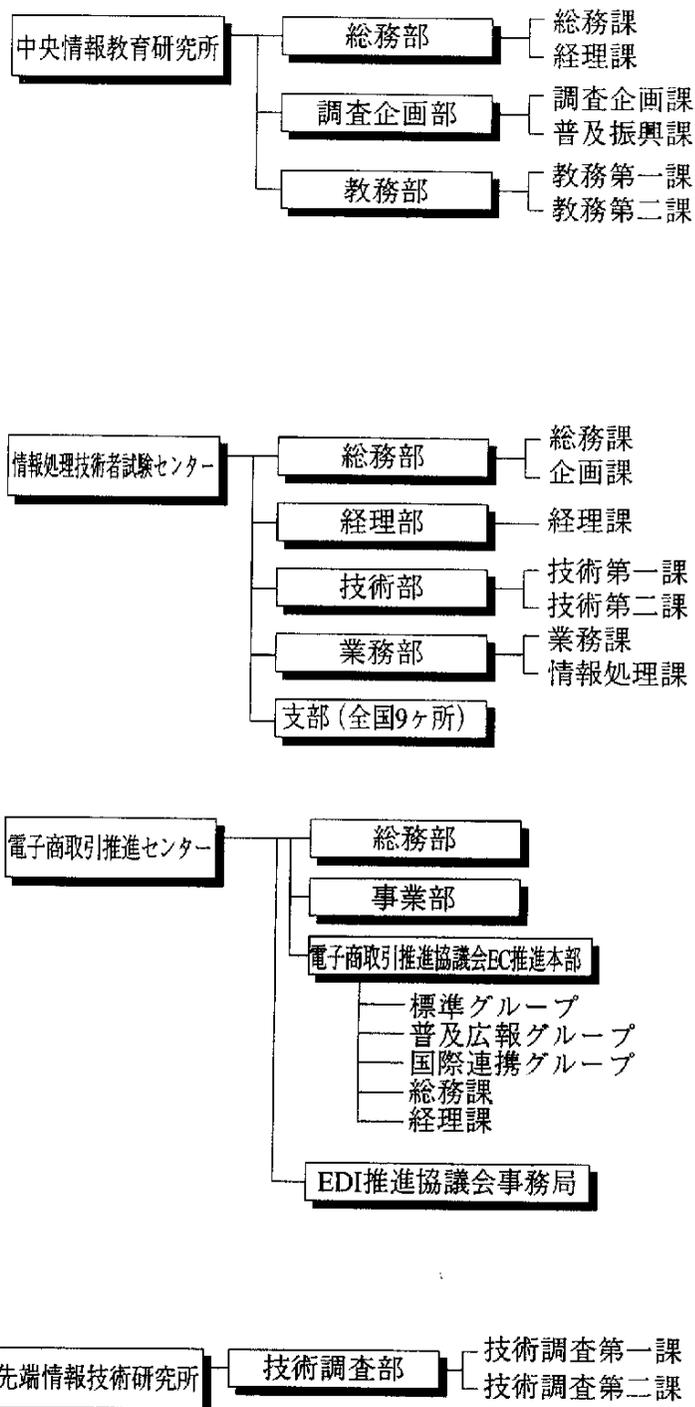
- ・有料 (開催日時等は<http://www.cait.jipdec.or.jp>をご覧ください。)

事務局組織図

本部



付属機関



当協会への連絡窓口

本 部

東京都港区芝公園3-5-8 (〒105-0011)
機械振興会館内

総 務 部 TEL (03) 3432-9371
企 画 室 TEL (03) 3432-9372
情報セキュリティ対策室 TEL (03) 3432-9387
調 査 部 TEL (03) 3432-9381
開 発 部 TEL (03) 3432-9391
技 術 企 画 部 TEL (03) 3432-9390
総 務 関 係 FAX (03) 3432-9379
セキュリティ関係 FAX (03) 3432-9419
調 査 関 係 FAX (03) 3432-9389
開 発 関 係 FAX (03) 3431-4324
URL <http://www.jipdec.or.jp/>

(コンピュータ緊急対応センター事務局)

TEL (03) 5575-7762
FAX (03) 5575-7764
URL <http://www.jpcert.or.jp/>

(プライバシーマーク事務局)

本部 情報セキュリティ対策室内
TEL (03) 3432-9387

(電子署名・認証センター)

TEL (03) 3432-0730
FAX (03) 5401-1033

付属機関

中央情報教育研究所

東京都江東区青海2-45 (〒135-8073)
タイム24ビル19階 TEL (03) 5531-0171 (代表)
FAX (03) 5531-0170
URL <http://www.jcait.ipdec.or.jp/>

情報処理技術者試験センター

東京都港区虎ノ門1-16-4 (〒105-0001)
アーバン虎ノ門ビル8階 TEL (03) 3591-0421 (代表)
FAX (03) 3591-0428
URL <http://www.jitec.jipdec.or.jp/>

電子商取引推進センター

東京都江東区青海2-45 (〒135-8073)
タイム24ビル10階 TEL (03) 5500-3600 (代表)
FAX (03) 5500-3660
URL <http://www.jipdec.or.jp/ecpc/>

(電子商取引推進協議会事務局)

電子商取引推進センター内
URL <http://www.ecom.or.jp/>

(EDI推進協議会事務局)

電子商取引推進センター内
TEL (03) 5500-3616
FAX (03) 5500-3660
URL <http://www.ecom.or.jp/jedic/>

先端情報技術研究所

東京都港区芝2-3-3 (〒105-0014)
芝東京海上ビルディング2階 TEL (03) 3456-2511 (代表)
FAX (03) 3456-3158
URL <http://www.icot.or.jp/>

平成13年3月 発行

JIPDEC ジャーナル No.105

発行人・新 欣樹 / 編集人・日高良治

©2001

財団法人 日本情報処理開発協会

東京都港区芝公園3丁目5番8号 機械振興会館内
郵便番号 105-0011 電話 03 (3432) 9381

URL <http://www.jipdec.or.jp/>

本誌の記事・図表等のすべてないし一部を許可なく引用および複製することを禁じます。

※本誌送付宛先の変更等については当協会調査部(03-3432-9381)までご連絡ください。

JIPDEC ホームページ

URL <http://www.jipdec.or.jp/>

Netscape Welcome to JIPDEC

Back Forward Reload Home Search Guide Images Print Security Stop

Hetsite <http://www.jipdec.or.jp/>

JIPDEC Japan Information Processing Development Center

財団法人 日本情報処理開発協会

English 更新日: 2001.4.6

トピックス

- 情報セキュリティマネジメントシステム(SMS)制度の公表について
- 電子商取引推進協議会「第10回ECOMセミナー」(2001年4月28日、東京)
- 電子商取引推進センター「電子商取引シンポジウム」IT時代に求められる新たな経済・社会制度のあり方(平成12年10月30日開催)会議録を公開
- 電子商取引推進センター「JIS規格ベースXML/EDIマッピング規格(バージョン1)」を公表
- CAIT「情報処理技術者スキル標準」最終回(第4回分)公表(情報セキュリティアドミニストレータ)
- 平成12年度システム監査普及状況調査の結果
- CAIT 平成12年度地域交流セミナー「e-ラーニングの可能性と成功に向けての課題」
- AITEC 米連邦政府「Bluebook 2001」「21世紀のIT革命」の日本語版
- プライバシーマーク制度 消費者向けリリース
- 安全制度改革・SMS 制度に関する説明会(全国9か所)
- CAIT「スキル標準対応2001年度初級システムアドミニストレータテキスト」発刊
- 情報セキュリティマネジメントシステム(SMS)適合性評価制度に関する意見募集
- JITEC 情報処理技術者試験センター合格発表(アナリスト、監査、アプリケーション、ネットワーク、上級シニア)
- 国際シンポジウム「個人情報保護をめぐる内外の最新動向」ビデオオンデマンド
- CAIT「情報処理技術者スキル標準」第3回分公表(平成13年秋期試験対応)
- プライバシーマーク制度における料金の改定について
- 情報セキュリティマネジメントシステム(SMS)適合性評価制度の検討状況
- JITEC「情報処理技術者試験」新制度の概要、「出題範囲」の追加公表について
- AITEC 平成11年度の調査資料を全文公開

更新情報

- 情報の一覧

活動内容

- ◎ 情報化善盤整備の促進
- ◎ 情報化動向、情報化施策に関する調査研究
- ◎ 情報セキュリティ対策の推進
 - プライバシーマーク制度の運用
 - 情報セキュリティマネジメントシステム(SMS)適合性評価制度の運用
- ◎ 情報化に関する普及啓蒙、国際交流
- ◎ 電子商取引の推進
- ◎ EDI(電子データ交換)の推進
- ◎ EC(電子商取引)の推進
- ◎ 情報技術開発の促進
- ◎ 情報技術政策への支援等
- ◎ 情報技術開発に関する調査研究
- ◎ 公共情報システム等の調査・開発・運用の技術支援
- ◎ 情報化人材の育成
- ◎ 情報処理技術者等の養成
- ◎ 情報処理技術者試験の実施

行事

- ◎ 情報化月間行事
- ◎ 懇話会・シンポジウム等
- ◎ 研修講座
- ◎ 他の情報化団体が実施する行事

刊行物

- ◎ 定期刊行物
- ◎ 一般刊行物
- ◎ 報告書
- ◎ カリキュラム・テキスト

当協会の概要

- ◎ 組織の概要 * 寄付伝票(pdf形式、17kb)
- ◎ 活動の概要
 - 平成12年度事業計画(pdf形式、715kb)
 - 平成11年度事業報告(pdf形式、1941kb)
- ◎ 理事・幹事員・監事
- ◎ 事務局組織および所在地
- ◎ 会員制度のご案内

リンクサイト

- ◎ 当協会の付属機関のホームページ
- ◎ 中央情報処理研究所(CAIT)
- ◎ 先進情報技術研究所(AITEC)
- ◎ 情報処理技術者試験センター(JITEC)
- ◎ 電子商取引推進センター(ECPC)
- ◎ 旧産業情報化推進センター(CII)
- ◎ 旧企業間電子商取引推進機構(JECALS)
- ◎ 旧STEP推進センター(JSTEP)
- ◎ 当協会が事務局業務を行う組織のホームページ
- ◎ EDI推進協議会(JEDIC)
- ◎ 電子商取引推進協議会(ECOM)
- ◎ コンピュータ緊急対応センター(JPCERT/CC)
- ◎ 当協会が行うプロジェクトのホームページ
- ◎ 産学官研究開発コミュニティ
- ◎ 次世代電子図書館システム(平成8~11年度)

本ホームページについてのお問い合わせは次のアドレスまで
webmaster@jipdec.or.jp



財団法人 日本情報処理開発協会

Japan Information Processing Development Corporation

(本部)東京都港区芝公園3丁目5番8号 機械振興会館内(〒105-0011)

電話 03-3432-9381 FAX 03-3432-9389

ホームページ <http://www.jipdec.or.jp/>